

## 独立行政法人農林漁業信用基金 平成21年度業務実績報告書

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業年度報告																																
<p>第1 中期目標の期間 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。</p>																																			
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとった措置</p>																																
<p>1 事業の効率化 ① 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>1 事業の効率化 (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、その支出の可否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>1 事業の効率化 (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、以下の点など支出の可否及び支出方法等について検討し、効率化を期する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金協会との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減</li> <li>・引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制</li> <li>・サービスの選定等に当たっての求償権回収に係る費用対効果への配慮による求償権回収事業委託費の抑制</li> </ul>	<p>1 事業の効率化 (1) 事業費の削減度合</p> <p>○ 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、104億31百万円の支出であり、19年度予算対比で24.0%の減少となった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">平成19年度 予算 (A)</th> <th style="text-align: center;">平成21年度 決算 (B)</th> <th style="text-align: center;">増減率 (B-A)÷A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費総額</td> <td style="text-align: right;">13,727</td> <td style="text-align: right;">10,431</td> <td style="text-align: center;">△ 24.0%</td> </tr> <tr> <td>うち保険金(農業)</td> <td style="text-align: right;">9,328</td> <td style="text-align: right;">6,114</td> <td style="text-align: center;">△ 34.5%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(漁業)</td> <td style="text-align: right;">2,663</td> <td style="text-align: right;">2,568</td> <td style="text-align: center;">△ 3.6%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">代位弁済費</td> <td style="text-align: right;">1,540</td> <td style="text-align: right;">1,681</td> <td style="text-align: center;">9.1%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">回収奨励金</td> <td style="text-align: right;">28</td> <td style="text-align: right;">25</td> <td style="text-align: center;">△ 12.9%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">求償権管理回収助成</td> <td style="text-align: right;">28</td> <td style="text-align: right;">28</td> <td style="text-align: center;">0.0%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">求償権回収事業委託費</td> <td style="text-align: right;">140</td> <td style="text-align: right;">16</td> <td style="text-align: center;">△ 88.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 林業信用保証業務においては事業費が増加しているが、その要因としては、新設住宅着工戸数の急減（45年ぶりに80万戸を下回り対前年比で△28%）を主因とする製品価格の低迷（過去3カ年間で最低の水準）や木材需要の減少（製材品の出荷量対前年比△15%《速報値》）による売上の減少等による影響を受けて厳しい経営状況が続き、代位弁済費が前年度より減少したものの引き続き高い水準にとどまった（19年度予算対比で9.1%の増、20年度実績対比で36.6%減）ことが挙げられる。</p> <p>代位弁済に至った事由については、放漫経営等の内的要因のほか、販売不振等の外的要因がある。「販売不振」、「他社倒産の余波」等の21年度の外的要因による代位弁済額は、19年度予算ベースの外的要因による代位弁済額より162百万円上回り、これらを除いた内的要因のみで見ると、21年度決算額は19年度予算額を21百万円下回り、△6.6%の減少となる。</p>		平成19年度 予算 (A)	平成21年度 決算 (B)	増減率 (B-A)÷A	事業費総額	13,727	10,431	△ 24.0%	うち保険金(農業)	9,328	6,114	△ 34.5%	(漁業)	2,663	2,568	△ 3.6%	代位弁済費	1,540	1,681	9.1%	回収奨励金	28	25	△ 12.9%	求償権管理回収助成	28	28	0.0%	求償権回収事業委託費	140	16	△ 88.4%
	平成19年度 予算 (A)	平成21年度 決算 (B)	増減率 (B-A)÷A																																
事業費総額	13,727	10,431	△ 24.0%																																
うち保険金(農業)	9,328	6,114	△ 34.5%																																
(漁業)	2,663	2,568	△ 3.6%																																
代位弁済費	1,540	1,681	9.1%																																
回収奨励金	28	25	△ 12.9%																																
求償権管理回収助成	28	28	0.0%																																
求償権回収事業委託費	140	16	△ 88.4%																																

② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

(単位：百万円)

	平成19年度 予算 (C)	平成21年度 決算 (D)	増 減 (D-C)	増減率 (D-C)÷C
代位弁済額	1,540 (100.0)	1,681 (100.0)	141	9.2%
外的要因による代位弁済額	1,223 (79.4)	1,385 (82.4)	162	13.2%
内的要因による代位弁済額	317 (20.6)	296 (17.6)	△ 21	△ 6.6%

注1:表中の( )は、代位弁済額のうち、外的要因による代位弁済額と内的要因による代位弁済額の割合である。

注2:平成19年度予算(C)における外的要因及び内的要因による代位弁済額は、19年度実績における外的要因及び内的要因による代位弁済額の割合に応じて按分した金額である。

○ 前年度に19年度予算対比で事業費（保険金及び回収奨励金）が増加していた漁業信用保険業務においては、保険金が2,568百万円で19年度予算対比で3.6%の減少となった。

(2) 事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務）

- 引受審査の厳格化
    - ・ 大口保険引受案件（注1）事前協議件数は、600件（条件変更含む。）であった。（20年度527件）
    - ・ 大口保険引受案件等に係る事前協議時において、一部の案件については、基金協会と対面での協議を実施した。（11協会）（20年度10協会）
    - ・ 個別案件については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受案件事前協議600件（条件変更含む。）のうち、取り下げ15件等となった。（20年度29件）
  - 部分保証の実施
    - ・ 20年4月より家畜飼料特別支援資金に部分保証が導入された。
    - ・ 部分保証の対象となる農業経営負担軽減支援資金2件、畜特資金1件、家畜飼料特別支援資金116件について事前協議を行い、部分保証が的確に実施されているか確認した。（20年度は、農業経営負担軽減支援資金1件、畜特資金9件、家畜飼料特別支援資金120件）
  - 大口保険金請求案件（注3）の事前協議
    - ・ 大口保険金請求対象案件25件について、すべて事前協議を実施した（20年度34件）
  - 求償権管理回収助成
    - ・ 基金協会の求償権が616億円（20年度末）となり、その回収が喫緊の課題となっている中で、21年度においても前年と同額の助成を実施したが、実績に応じ、都道府県間の配分は調整した。
    - ・ 近年、求償権回収のために法的措置等に要した債権管理費が増加傾向にある中、本助成金を基金協会における求償権の行使及び保全に係る費用として効果的に活用するとともに、基金協会の求償権の管理回収におけるインセンティブを高めることにより、近年、信用基金の回収金は徐々に増加している。
- （注1）大口保険引受案件とは、次に該当するものをいう。  
既に大口保険被保証者（注2）である者に対する農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険関係が成立する保証及び農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険が成立する保証であって、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当するもの。
- （注2）大口保険被保証者とは、次に該当するものをいう。  
農業近代化資金等の元本額（極度貸付の場合は、極度額）の合計額が1億円以上である者又は保険関係が成立

している保証に係る畜産特別資金、農家負担軽減支援特別資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜飼料特別支援資金及び畜産経営維持緊急支援資金の合計額が5,000万円以上である者。

(注3) 大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。

保険価額が3,000万円以上の代位弁済及びび一の被保証者について同時又は関連する一定の期間内に行う複数の代位弁済であって、これらの代位弁済の保険金額の合計額が3,000万円以上となるもの。

(3) 事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務）

- 引受審査の厳格化
  - ・ 保証引受審査に当たっては、当該申請企業の財務諸表を徴求するとともに、当信用基金の保有する資産査定データ等を活用して財務状況の的確な把握に努めるとともに、新規・増額案件、財務内容不良案件等について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする審査協議会で、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保全の可否等を踏まえた厳格な保証審査を行った（審査協議件数662件（20年度は年間231件））ほか、新規保証予定企業の現地調査や既保証先の適切な期中管理等を目的とした現地での経営診断・指導（現地調査等45件（20年度は年間43件））、経営悪化が見られる保証先について融資機関との協議等による経営健全化への支援等を行った。  
また、制度のPR等を通じた地域の中核的製材工場等の優良保証先の確保、担当者の経営診断能力向上のための研修等を行った。
- 部分保証の導入
  - ・ 20年4月に林業信用保証業務細則等の見直しを行い、100%保証の対象を制度資金、間伐材資金等の政策性のより高いものに限定した。（20年6月1日保証申込受付分から適用。）
- サービサーの選定
  - ・ サービサーの選定等に当たっては、全国的に事業実施していること、同様の債権についての取り扱い実績、回収方法、回収姿勢及び経費負担等を考慮して、企画競争により3社を選定するとともに、委託費の支払いについては回収実績の一定の割合を支払う方法とし、費用対効果に配慮している。今後ともサービサーの活用を努める。

(4) 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）

- 引受審査の厳格化
  - ・ 大口保険引受案件（注1）事前協議件数は、48件であった。（20年度29件）
  - ・ 大口保証引受案件について基金協会との間で、被保証人の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に検討した事前協議を行い事業費の削減に向けての取組みを実施した。
- 部分保証の実施
  - ・ 20年4月より経営安定資金に部分保証が導入された。
  - ・ 部分保証の対象となる経営安定資金29件について部分保証が的確に実施されているかを確認した。
- 大口保険金請求案件（注2）の事前協議
  - ・ 大口保険金請求対象案件106件について、すべて事前協議を実施した。（20年度109件）
  - ・ 大口保険金請求案件について、基金協会との事前協議を行い、事業費の削減に向けての取組みを実施した。
- 回収奨励金
  - ・ 回収奨励金は前年度の回収金収入実績に応じて、各基金協会に交付しているが、21年度交付実績は24,631千円と、19年度予算額28,270千円と比べて3,639千円（12.9%）減少した。これは、20年度回収実績額が減少したことによるものである。

(注1) 大口保証引受案件とは、次に該当するものをいう。

ア 保証の額が次の額を超えるもの

- ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 2億円
- ② その他漁業 1億円
- ③ 水産業協同組合 3億円

			<p>ただし、借替緊急融資資金については、上記基準額の2分の1</p> <p>イ 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が、次の額を超えるもの</p> <p>① 遠洋かつお・まぐろ漁業 6億円</p> <p>② その他漁業 3億円</p> <p>③ 水産業協同組合 6億円</p> <p>(注2) 大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。</p> <p>ア 代位弁済額が5千万円以上</p> <p>イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの</p>
③ 共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。	(3) 共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。	(3) 共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。	(5) 共済団体等への貸付における信用基金の役割の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業災害補償関係業務においては、セーフティーネットとしての信用基金の役割について、農業災害補償運営協議会や(社)全国農業共済協会が主催する全国会長会議及び全国参事会議の場において周知を図ったほか、信用基金のパンフレットのリニューアルを行い同役割を明記した。</li> <li>○ 漁業災害補償関係業務においては、各漁業共済組合に対して共済金支払資金に係る借入実績のアンケートを実施するとともに、「漁業災害補償制度における独立行政法人農林漁業信用基金(漁業災害補償関係業務)の位置付けについて」を配布し、セーフティーネットとしての信用基金の役割について周知を図った。</li> </ul>
④ 低利預託原資貸付業務については、主として主務省における資金需要の精査結果及び資金の納付方法等についての関係機関等との協議の結果を踏まえた主務省からの指示に従って、将来にわたって活用される見込みのない資金を国庫に納付する。 また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた主務省の見直しを踏まえ、着実に実施するものとする。	(4) 低利預託原資貸付業務については、主として主務省における資金需要の精査結果及び資金の納付方法等についての関係機関等との協議の結果を踏まえた主務省からの指示に従って、将来にわたって活用される見込みのない資金を国庫に納付する。 また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた主務省の見直しを踏まえ、着実に実施するものとする。	(4) 低利預託原資貸付業務については、主として主務省における資金需要の精査結果及び資金の納付方法等についての関係機関等との協議の結果を踏まえた主務省からの指示に従って、将来にわたって活用される見込みのない資金を国庫に納付する。 また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた主務省の見直しを踏まえ、着実に実施する。	(6) 低利預託原資貸付業務の見直しの着実な実施(農業信用保険業務) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業経営改善促進資金については、次のような借入者のニーズを踏まえた主務省の見直し措置が講じられているところであり、その着実な実施に努めている。また、これらを反映させたリーフレットを刷新し、関係機関を通じて配布する等により本資金の利用推進に努めている。 [主務省の見直し事項] <ul style="list-style-type: none"> <li>① 資金使途の確認方法の簡素化(19年8月から実施)</li> <li>② 再認定時の借入手続きの簡素化(19年8月から実施)</li> <li>③ 貸付対象資金使途の拡充(20年度から実施)</li> <li>④ 対象金融機関(信用組合)の追加(20年度から実施)</li> <li>⑤ 資金利用申込書兼借入申込書の記載方法の簡素化(20年度から実施)</li> </ul> </li> <li>○ なお、22年4月28日に行われた行政刷新会議「事業仕分け第2弾」においては、低利預託原資貸付業務について、「事業の廃止、出資金の国庫返納、また、新たに運転資金に対する政策的な低利融資の制度設計を行うに当たっても当独立行政法人が実施するかどうかを含めてゼロベースで検討」との評価結果であった。(林業信用保証業務及び漁業信用保険業務の低利預託原資貸付業務についても同じ。)</li> </ul>
			(7) 低利預託原資貸付業務の見直しの着実な実施(林業信用保証業務) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木材産業等高度化推進資金については、次のような借入者のニーズを踏まえた主務省の見直し措置が講じられているところであり、その着実な実施に努めている。また、これらを反映させたリーフレットを刷新し、関係機関を通じて配布する等により本資金の利用推進に努めている。 [主務省の見直し事項] <ul style="list-style-type: none"> <li>① 協調倍率を下げた低利資金の創設(20年度から実施)</li> <li>② 貸付対象要件の緩和(19年度から実施)</li> <li>③ 償還期限等の延長(20年度から実施)</li> </ul> </li> </ul>
			(8) 低利預託原資貸付業務の見直しの着実な実施(漁業信用保険業務) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁業経営改善促進資金については、次のような借入者のニーズを踏まえた主務省の見直し措置が講じられているところであり、その着実な実施に努めている。また、これらを反映させたリーフレットを刷新し、関係機関を通じて</li> </ul>

			て配布する等により本資金の利用推進に努めている。 [主務省の見直し事項] ① 協調倍率の引き下げによる金利引き下げ（19年度から実施） ② 資金使途の確認方法の簡素化（19年11月から実施） ③ 再認定時の借入手続きの簡素化（19年11月から実施） ④ 貸付対象資金使途の拡充（20年度から実施） ⑤ 対象金融機関（信用組合）の追加（20年度から実施） ⑥ 2倍協調の対象事業の拡大（21年度から実施）
⑤ 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。	(5) 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。	(5) 林業寄託業務については、貸付枠を引き続き17億円とするとともに、寄託原資について、11億円を政府出資により調達し、長期借入金を抑制する。	(9) 林業寄託業務の見直しの着実な実施 ○ 寄託原資として、政府出資金11億円を調達し、長期借入金を抑制した。 21年度寄託額14億円のうち、長期借入金は3億円（出資がない場合は長期借入金14億円）。
⑥ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討を行う。	(6) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会を設置し、検討を行う。	(6) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会において、その役割、保険収支等の状況を踏まえ検討を行う。	(10) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における「民でできることは民で」の検討 ○ 農業信用保険業務においては、第2期中期計画（「農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討を行う。」）を踏まえ20年度から「農業信用保険業務あり方検討会」を設置し、対象資金のあり方について検討してきている。 21年度においては、21年12月及び22年3月に検討会を実施した。検討結果として、農家経済安定施設資金及び農家生活改善資金は、農家経済の安定、農家生活の安定を図るために重要であり、また、当該資金全体の保険収支は黒字であり、赤字である農業経営改善資金をカバーし、財政負担の軽減に役立っている。22年3月に決定された新たな食料・農業・農村基本計画においても農山漁村の活性化は急務とされているところであり、今後とも農業情勢、経済情勢、保険事業の状況を注視しつつ検討を行っていくこととしている。 ○ 漁業信用保険業務においては、保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえ、対象資金のあり方について、モラルハザード防止策とともに検討を行うため、22年3月に漁業信用保険業務あり方検討会を開催した。検討結果として、現在の漁業経営の状況は、様々な外的要因により疲弊しきったものとなっており、今後も高い確率での代弁の発生が予測される等の理由から、今後とも漁業経営の変動に注視しつつ、その都度見直しに努めることが重要としており、今後も引き続き検討を行っていくこととしている。
2 業務運営体制の効率化 ① 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。	2 業務運営体制の効率化 (1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。	2 業務運営体制の効率化 (1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。	2 業務運営体制の効率化 (1) 組織体制・人員配置の見直し ○ 管理部門に加え、業務部門においても勘定間の人事異動（3人）を実施し、幅広い人材育成を行っている。 ○ 新規採用者について、採用後2～3年を経過した後に、最初の配属先から他部門へ必ず異動するという新たな人事ローテーションのルールを策定した。（21年度新規採用者から適用）  (2) 組織体制・人員配置の見直しによる人員の削減 ○ 中期計画に基づき、期末の常勤職員数は期初を上回らないものとするを踏まえ、年齢構成を勘案し、21年度中の退職者（4人）の範囲内で、新規採用（4人）を行っている。
② 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に	(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に	(2) 職員の能力の向上を図るため、研修計画に基づき各	(3) 研修計画の策定 ○ 中期計画に基づき、職責別に必要とする能力を習得させる「計画的養成研修」及び実務的、専門的スキルを習得

<p>実施する。</p>	<p>実施する。</p>	<p>種研修を効果的に実施する。</p> <p>ア. 養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用研修</li> <li>・一般職員研修</li> <li>・現地研修</li> <li>・課長級研修</li> </ul> <p>イ. 能力開発研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援研修</li> <li>・実践研修</li> <li>・専門研修</li> </ul> <p>ウ. 法令遵守意識啓発研修</p>	<p>させる「能力開発研修」に体系化するとともに、コンプライアンスに係るカリキュラムを盛り込んだ研修計画を策定した。</p> <p>(4) 研修の効果的実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修の実効性の確保、今後の研修の充実に反映させる観点から、研修受講者に対して確認テストやレポートの提出を課すとともに、講師及び受講者に対するアンケートを実施した。</li> </ul> <p>この結果、確認テストにおいて、概ね習得できているといった結果が得られ、受講者が研修内容を十分理解している状況が確認された。また、アンケートにおいて、講師からは質問が活発にできるなど受講態度が前向きとの評価を得、またその9割以上の受講者から「研修は有益であった。」等の評価を得た。</p>								
<p>③ 平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。</p> <p>また、両部署の統合を検討するに当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。</p>	<p>(3) 平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。</p> <p>また、両部署の統合を検討するに当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。</p>	<p>(3) 国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合の検討結果を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合に向けた準備を行う。</p>	<p>(5) 災害補償関係部門の統合の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合については、国の再保険特別会計の統合の検討状況を注視した。</li> </ul> <p>また、この状況を踏まえつつ、22年3月17日に「平成21年度農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る組織体制の整備等に関する検討会」を開催し、21年度においては農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る国の動向を見守ることとした。</p>								
<p>3 経費支出の抑制</p> <p>① 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上抑制する。</p>	<p>3 経費支出の抑制</p> <p>(1) すべての支出について、当該支出の可否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上の節減を行う。</p>	<p>3 経費支出の抑制</p> <p>(1) すべての支出について、当該支出の可否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の節減を行う。</p>	<p>3 経費支出の抑制</p> <p>(1) 一般管理費の削減割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、4億69百万円の支出であり、19年度予算対比で33.3%の削減（削減目標6%）となった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1003 1141 1774 1225"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度 予算（A）</th> <th>平成21年度 決算（B）</th> <th>増減率 (B-A)÷A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費総額</td> <td>702</td> <td>469</td> <td>△ 33.3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 削減要因としては、事務所が入居しているビルの大規模修繕がなかったこと、事務・業務に係る経費の節減に努めたこと等が挙げられる。</li> <li>○ 「通信研修補助要領」については、21年12月末をもって廃止した。</li> <li>○ 永年勤続表彰については、21年度末をもって表彰規程の改正を行い、副賞を廃止し、表彰状のみとした。</li> </ul>		平成19年度 予算（A）	平成21年度 決算（B）	増減率 (B-A)÷A	一般管理費総額	702	469	△ 33.3%
	平成19年度 予算（A）	平成21年度 決算（B）	増減率 (B-A)÷A								
一般管理費総額	702	469	△ 33.3%								

		<p>① 部署別の予算配分、予算執行の期中管理など予算の適正な執行管理を徹底する。</p> <p>② 減損会計の情報に基づき、適正な資産の評価を行う。</p>	<p>(2) 予算の適正な執行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算の効率的かつ適正な執行を図るため、部門ごとに業務計画、過去の支出実績等を勘案して実行予算を策定し、部署別の予算配分を行った。 また、毎月の支出実績をとりまとめ、期中においても支出実績を勘案しつつ、実行予算の見直しを行うなど、適正な期中管理を行った。</li> </ul> <p>(3) 減損会計の情報に基づく適正な資産の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 21年4月に、20年度末現在において保有する土地及び建物等固定資産について、資産査定実施要領に基づき、価値の毀損がないか等について資産査定を行い、その過程において、事務所、宿舍等の固定資産について、固定資産の有効利用の促進等の観点から評価を行った。この結果、これらの固定資産の利用状況等を把握した。 なお、当該査定結果については、監理室が検証することとなっており、21年6月12日付け事務連絡で「問題なし」との検証結果の通知を受けている。</li> </ul>
<p>・役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p>		<p>③ 役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を徹底させる。</p>	<p>(4) 役職員のコスト意識の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 役職員のコスト意識を徹底させるため、部署別予算配分・適切な期中管理を行うとともに、定期的な部内の会議等において、予算の執行状況や年度中の執行の見通し、決算状況を説明し、周知を図った。</li> <li>○ 信用基金における支出の無駄を削減するための自律的な取組を促進する「支出点検プロジェクトチーム」（21年2月設置）の定期購読物の購読の必要性の検討等を内容とする21年度取組目標を職員掲示板に掲示するとともに、新規職員研修及び新任役員への業務説明の機会を利用して説明等することにより、効率的な予算執行・無駄な支出の削減への取組について周知を図った。 また、21年12月に、第3回会合を開き、21年度取組目標への取組み状況についての経過報告を行い、引き続き目標に取り組んでいくこととした。</li> </ul>
<p>・業務実施方法を見直す。</p>		<p>④ 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。</p>	<p>(5) 業務実施方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業信用保険業務においては、畜産特別資金融通事業実施要領の制定、21年度補正予算で措置された畜産経営維持緊急支援資金等の施行に伴うコードの追加及び保険料率の明確化を図るため、農業保険取扱要領について21年6月、9月に改正を行ったほか、農業保証保険通知書等の電磁的記録媒体による通知に係る事務処理について、事務処理の明確化を図るため、従来の農業保証保険通知書等の磁気テープ等による通知に関する処理手続他8本を廃止し、農業保険取扱要領の改正を21年11月に行い、要領の一覧性を高めた。 また、要領等の一本化を行い事務処理の明確化を図るため、農業融資資金貸付要領等の全面的見直しを行い、新たな農業融資資金貸付要領を21年9月に制定したほか、21年12月に中小企業者金融円滑化法の施行を踏まえ、基金協会における法の適切な実施が図れるよう、信用基金における審査について弾力的に行う旨、通知した。</li> <li>○ 林業信用保証業務において、21年5月に21年度補正予算に基づく新たな保証（フォレストサポート保証）の実施に必要な林業信用保証業務細則等について、事務処理の簡素化に配慮しつつ、改正を行ったほか、21年12月に中小企業者金融円滑化法の施行を踏まえ、窓口の設置や主務省への報告等の保証業務における対応について内部規程を定めた。 また、22年1月に21年度二次補正予算に基づく新たな保証（林業・木材産業経営安定化保証）の実施に必要な林業信用保証業務細則等の改正を行った。</li> <li>○ 漁業信用保険業務において、21年4月及び5月に「漁業保証保険取扱要領」を改正し、事務処理の簡素化に配慮しつつ、漁業緊急保証対策の実施に伴う様式の一部改正等を行った。 また、漁業緊急保証対策に係る県域意見交換会に出席する際、近隣の県を連続して回れるように日程調整し、出張費を削減した。</li> </ul>
<p>② 人件費（退職手当及び法</p>	<p>(2) 人件費（退職手当及び法</p>	<p>(2) 人件費（退職手当及び法</p>	<p>4 人件費の抑制</p>

定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度以降5年間において、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。

(1) 人件費の17年度決算対比の削減度合

- 人件費(退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。)については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し及び人員の削減等により10億400万円の支出であり、17年度決算対比で14.2%の削減(削減目標4%)となった。

(単位:百万円)

	平成17年度 決算(A)	平成21年度 決算(B)	増減率 (B-A)÷A
人件費 (退職手当及び法定福利費を除く)	1,212 (100.0)	1,040 (85.8)	△ 14.2%

※( )内は、17年度決算に対する割合。

(2) 人件費削減に向けた取組

- 国家公務員給与構造改革により、国の地域手当は18年度以降5年間で6%引き上げられる予定であるところ、信用基金においては、特別都市手当(国の地域手当に相当)について、ラスパイレス指数(地域別・学歴別)が100に到達するまで、0.4%の引き上げに留めることとしており、21年度においても、引き続き、同手当の額を据え置いた。
- 人件費削減に向けた取組については、ラスパイレス指数の公表に併せて、業務体制の見直し、非管理職のスタッフ職の導入等により管理職割合を中期目標期間の終了時まで4割から3割まで引き下げ、職務手当(国の管理職手当に相当)の支給額を削減することを公表している。(管理職割合38.9%)
- 昇任・昇格ペースについて、19年度前と比較して、1~2年遅らせることとし、20年度からその運用を開始した。
- 職務手当について、19年度から、一部の役職について、国以上に低率で定額化を行うとともに、一層の引き下げを行ったところであり、21年度においても、引き続き、同手当の額を据え置いた。
- スタッフ職職務手当(国の専門スタッフ職調整手当に相当)については、21年度末をもって職員給与規程の改正を行い、国の基準と同様に支給方法を定額制から定率制に変更した。
- 21年度国家公務員に導入された本府省業務調整手当の導入を見送った。

(3) ラスパイレス指数の引下げ

- 21年度のラスパイレス指数(地域別・学歴別)については、20年度比で3.2ポイント減少し、97.3となった。

	平成18年	平成19年度	平成20年度 (A)	平成21年度 (B)	(B-A)
対国家公務員指数 (地域・学歴別)	104.6	102.0	100.5	97.3	△ 3.2
(参考)対国家公務員指数	121.4	118.0	117.0	113.7	△ 3.3

(4) ラスパイレス指数の引下げに向けた取組

ラスパイレス指数の引下げに向けた取組については、上記(2)に記載した人件費削減に向けた取組と同様である。

(5) ラスパイレス指数の対外的説明

- 地域・学歴を勘案した国家公務員との比較指標について、中期計画において、中期目標期間終了時まで100まで低下させることを明記し、信用基金のホームページで公表している。
- 国に比べて、給与水準が高くなっている理由は、以下のとおりである。
  - ① 職員全員が東京特別区の勤務であるため、特別都市手当(国の地域手当に相当)の支給割合(100%)が国(27.

③ 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数(学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)104.6について、中期目標期間の終了時まで100まで低下させる。

(3) 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数(学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)104.6について、中期目標期間の終了時まで100まで低下させる。

(3) 給与水準については、対国家公務員学歴別・地域別指数(学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)を低下させるため、特別都市手当の据え置きなどに取り組む。

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について

<p>公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>0%)に比べて高くなっていること。  ② 保険や金融に関する専門性の高い業務を行っていることから、大学卒の職員の割合(72.6%)が国(50.0%)に比べて高いこと。  ○ 地域・学歴を勘案したラスパイレス指数は97.3となっている。  ○ ラスパイレス指数、指数が高くなっている理由、指数の引き下げに向けた取組については、信用基金のホームページにおいて公表している。  また、21年度の給与水準について、22年5月に監事監査が行われた。</p>
<p>4 内部監査の充実  業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>4 内部監査の充実  業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>4 内部監査の充実  業務の適正化を図るため、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき、常勤監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い信用基金の各業務について内部監査を適切に実施する。  また、内部監査の実施にあたっては、内部監査チェックリストを準備するとともに、指摘事項(要改善事項)のフォローアップを適切に実施する。</p>	<p>5 内部監査の充実  (1) 内部監査年度計画の策定  ○ 21年度内部監査年度計画について監事と連携を図り、①内部監査方針、②内部監査の対象、③資産査定や競争入札の適切性等の重点事項、④実施時期等を内容とした計画を21年3月6日に策定した。  (2) 内部監査の実施  ○ 21年度内部監査計画に基づき、次の業務の適切性、有効性等の観点から内部監査を実施した。  ① 21年7月に資産査定及び償却・引当業務の適切性の観点から、実施体制、資産の分類、減損の評価、引当金の算定、資産の償却等について約2週間、内部監査を実施し、昨年指摘した内容が改善されていること、他に重要な問題点は見受けられなかったことを確認した。  ② 林業信用保証業務の適切性の観点から、9月に寄託業務における推薦の審査の適正性及び貸付業務における貸付計画の策定、貸付限度額の決定、貸付審査の適正性等について約2週間及び10月に債務保証業務における債務保証審査の適正性、保証料率の適用、保証債務の弁済等について約3週間実施し、それぞれ重要な問題点は見受けられなかったことを確認した。  ③ 22年3月に契約に関する事務の適正性の観点から、競争入札、随意契約、予定価格の作成、契約書の作成・記載事項及び検査の実施について、約2週間内部監査を実施し、重要な問題点は見受けられなかったことを確認した。  (3) 内部監査チェックリストの整備  ○ 内部監査の実施に当たり、事前に監査項目毎にチェックリスト(内部監査手続書)を整備し、効果的な実施を図っている。  ○ 19年12月に、信用基金の業務全般について、内部管理態勢の評価や問題点の指摘、改善方法の提言等まで踏み込んだ監査を実施するため、組織体制、規程等の整備を行ったところである。内部監査を実施するに当たっては、監査対象業務に応じて、具体的な監査事項、着眼点等を整理したチェックリストを作成することが必要であり、20年度より3年程度かけて整備することとしている。  なお、21年度においては、「林業信用保証業務」と「契約に関する事務」についてチェックリストを作成した。  (4) 内部監査における要改善事項のフォローアップの実施  ○ 20年度に実施した内部監査の指摘事項について、以下のとおりフォローアップを実施した。  ① 21年7月に資産査定及び資産の償却・引当に関する事務の指摘事項に対する改善状況についてフォローアップを行ったところ、賃貸宿舎に係る敷金・保証金については資産査定が行われていなかったが、当該資金についても資産査定を行うよう指摘したことにより、その後適正に資産査定が行われた。  ② 22年3月に、農業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び個人情報保護に関する事務の指摘事項に対する改善状況についてフォローアップを行ったところ、基金協会が行う保険契約額の残高管理事務について規定がなかったことについて信用基金の規程を改正して管理方法を明確化する等、改善措置が図られていた。</p>

			<p>(5) 監査能力の向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 21年9月に総務省行政評価局が主催した「平成21年度評価・監査中央セミナー」に職員4名、21年9月に会計監査法人による「パブリックセクター向けシステムリスク管理セミナー」に職員2名及び22年2月に(社)日本内部監査協会が主催した「内部監査基礎講座」に職員1名を参加させ、監査業務の遂行に必要な知識の習得に努め、内部監査の充実強化に取り組んだ。</li> <li>○ 「独立行政法人における内部統制と評価について」の研究会報告書が22年3月に総務省から公表されており、今後、リスク管理等にかかる取組推進などの参考とするよう検討している。</li> </ul>
<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>① 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス(法令等遵守)への取組を充実・強化する。</p>	<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>(1) 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス(法令等遵守)への取組を充実・強化する。</p>	<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>(1) 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス・マニュアルに基づき、外部の有識者の専門的知見も活用しつつ、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた取組を適切に実施する。</p> <p>特にコンプライアンス・マニュアルの改善及び職員への一層の周知に努めるとともに、コンプライアンス・チェックの適切な実施・フォローに努める。</p>	<p>6 内部統制機能の強化</p> <p>(1) コンプライアンスの推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 21年3月27日に策定した21年度コンプライアンス・プログラムに基づき、以下のコンプライアンスの推進に計画的に取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 21年4月に保有個人情報管理状況の点検を実施し、適正に管理されていることを確認した。</li> <li>② 22年3月に外部講師(弁護士)によるコンプライアンス研修を役職員に実施した。</li> <li>③ 22年3月にコンプライアンスの推進状況を点検するため、コンプライアンス・チェックを職員に実施した。</li> <li>④ 長期職場離脱実施規程に基づく点検を実施した。</li> <li>⑤ 情報セキュリティ対策の自己点検については、「情報セキュリティ規程」を21年2月4日に策定し、21年4月1日より施行し、情報セキュリティ担当者等の指名、情報の格付け及び帳簿類の作成を行った。</li> </ul> </li> <li>○ 信用基金の基本的使命・社会的責任の実現に向けた「コンプライアンス基本方針」及び役職員共通の価値観・倫理観を具現化した「役職員行動規範」を20年9月1日に策定し、同日よりホームページに掲載している。</li> <li>○ コンプライアンス委員会を22年1月と3月の2回開催し、コンプライアンスに係る「コンプライアンスに関するQ&amp;A集」作成等を検討した。</li> <li>○ コンプライアンスの取り組み状況については、21年11月の臨時監事監査及び22年5月の監事監査において、コンプライアンスの取組みを含む内部統制などの監査が行われた。なお、役職員に対するより一層効果的・計画的な研修に努める等、更なるコンプライアンスマインドの向上に配慮するべきことが示された。</li> </ul> <p>(2) コンプライアンス・マニュアルの改善及び職員への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ コンプライアンス・マニュアルの見直しの一環として、コンプライアンス・チェック項目について、分かり易くグループ分けして整理する見直しを行った。</li> <li>○ コンプライアンスに関する知識の向上を図るため、業務部門における法令等違反行為に関する「コンプライアンスに関するQ&amp;A集」を22年2月に作成し、役職員に配布するとともに職員専用サイトに掲載し、周知・徹底した。</li> </ul> <p>(3) コンプライアンスに係る取組状況のチェックの実施・フォロー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令違反行為等の通報又は相談をやり易くするため、職員専用サイトに「通報窓口・相談窓口」、「業務改善提案窓口」、「職員個人情報受付窓口」の3本の専用窓口(コンプラホットライン)を設けた。</li> <li>○ 見直したチェックリストに基づき、22年3月に職員に「個人向け」及びコンプライアンス管理者に「コンプライアンス管理者向け」のコンプライアンス・チェックを実施した。</li> <li>○ チェック結果については、重大な問題はなかった。</li> </ul>
<p>② 業務の適正化を図るた</p>	<p>(2) 業務の適正化を図るた</p>	<p>(2) 業務の適正化を図るた</p>	<p>(4) 事務リスク自主点検等の実施及び業務改善への反映</p>

<p>め、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p>	<p>め、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p>	<p>め、部室が所掌する事務の自主的な点検及び職員からの業務改善提案に対する取組を適切に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 21年5月に業務改善委員会を開催し、前年度に提案された「契約関係事務処理手続き」に関する業務改善について検討し、会計機関である代行機関の一部兼務を解消、契約担当役の補助者及びその事務の範囲を明確化、契約金額100万円未満の契約に係る稟議についても総務部長等の決裁を得る等の改善を図った。</li> <li>○ 21年9月に事務リスク自主点検を実施し、支払及び民間出資に関する証憑の徴取漏れ、決裁の遅滞等について、21年10月の業務改善委員会において、その改善策の検討を行うとともに、その結果を理事長に報告した。</li> <li>○ 22年1月に「業務改善提案について」を職員専用サイトに掲載し、職員に対して提案の提出を促すとともに、22年3月に業務改善委員会において、電子メール添付ファイルが開けない等の業務改善提案を検討し、解決策を例示した。</li> </ul>
<p>③ 役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>(3) 役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>(3) 業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させるよう努める。</p>	<p>(5) 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昇給、勤勉手当等の決定の基礎となる目標管理の導入等による勤務実績に基づく人事評価制度の導入については、農林水産本省では、21年度から実施しているところである。信用基金においても、検討を進めていたが、21年度、総務省から業績評価目標事例等が出され、なお改良の余地があるところであるが、遅滞なく信用基金にも導入することとしている。</li> <li>○ 役員の期末特別手当や退職手当については、役員給与規程及び役員退職手当規程により算出された額に業務実績評価結果に応じた業績勘案率を乗じて得た額を支給している。</li> </ul>
<p>6 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p>	<p>6 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p>	<p>6 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を期中及び事業年度終了後に行い、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p>	<p>7 評価・分析の実施</p> <p>(1) 事業ごとの評価・分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ より厳格な評価を行い、その結果を業務運営に的確に反映させるため、20年11月に事業評価分析実施要領を制定し、新たな事業評価分析制度を実施している。 この制度においては、事業年度終了後に実施する年度評価に加えて、新たに、期中に2回（10月、1月）評価を行うとともに、理事長、副理事長ほか全理事、参事、総括調整役の参加する定例会議において、評価結果及び対応方針を審議することとしている。</li> <li>○ 同要領に基づき、21年10月期及び22年1月期に期中評価を行うとともに、22年5月に年度評価を取りまとめた。</li> </ul> <p>(2) 事業ごとの評価・分析結果の業務運営への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務省2次評価で指摘を受けた事項について、以下のとおり対応し改善を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「通信研修補助要領」については、21年12月末をもって廃止済みである。</li> <li>・ 「永年勤続表彰要領」については、21年度末に所要の改正を行った。</li> <li>・ 「専門スタッフ職調整手当」については、21年度末に国家公務員と同様の規程に改めた。</li> <li>・ 事業費削減の評価については、外的要因による影響度合をできる限り定量的に把握した上で行うこととした。</li> </ul> </li> </ul>
<p>7 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。</p>	<p>7 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。</p>	<p>7 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。</p>	<p>8 情報システムの整備</p> <p>(1) 情報システムの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経理システムにおいて、22年3月でサーバ機器等の保守サービスが終了することから、システムの安定運用、処理能力及びセキュリティの向上を図るため更新を行うこととし、基本OS、データベースソフト等ソフトウェアのバージョンアップに伴うシステム修正等の公募を実施（21年11月）するとともに、サーバ機器等調達業者選定のための一般競争入札を実施（開札22年1月）し、22年2、3月にテスト処理（新旧並行処理）を行った。（新サーバ機器等の本格稼働は、22年4月）</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業保証保険システムは、保険引受処理システムと保険金支払・回収処理システムが別々に開発された経緯があり、一体的になっていないため、システム運用面・保守面で非効率であること、また、「随意契約見直し計画」において、競争入札若しくは企画競争入札に移行すること（22年度目途）とされていること等から、システム機器の更新に合わせてシステムを全面的に見直し、業務処理の迅速化、効率化及びオープン化によるコストの削減を図るため、23年2月からの本格稼働を目指して、オープン系システムの開発業者選定のため、総合評価落札方式による一般競争入札を実施（開札21年6月）し、業者を決定して、開発に着手した。</li> <li>○ 林業業務システムは、22年2月でサーバ機器等の保守サービスが終了することから、システムの安定運用、処理能力及びセキュリティの向上を図るため更新を行うこととし、基本OS、データベースソフト等ソフトウェアのバージョンアップに伴うシステム修正等の公募を実施（21年10月）するとともに、サーバ機器等調達業者選定のための一般競争入札を実施（開札22年1月）し、22年3月に本格稼働した。 また、サーバ機器等の更新に併せて、よりいっそうのシステム安定運用を図るため、アクティブディレクトリ（ユーザ管理及びアクセス制御機能等）の冗長化（一部が故障しても、システムを継続利用できること）を行った。</li> <li>○ 各業務ごとのシステムについて、以下のような修正を行い、的確に業務に対応した。 (農業) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料振込口座変更に伴う「保険料請求書」の修正（21年4月）</li> <li>・ 回収納付金振込口座変更に伴う「回収金納付通知書」の修正（21年5月）</li> <li>・ 畜産経営維持緊急支援資金等追加に伴うシステム修正（21年9月）</li> <li>・ 統計用資金区分設定処理手続の改善に係るシステム修正（21年9月）</li> <li>・ 業務概況報告書の報告内容追加に伴うシステム修正（21年10月）</li> <li>・ 農業保証保険取扱要領の改正に伴う「保険料請求書」等の修正（21年12月）</li> </ul> (漁業) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サーバ機器等の更新による基本OS、データベースソフト等ソフトウェアのバージョンアップに伴うシステム修正（21年4月）</li> <li>・ 漁業緊急保証対策の実施に伴うシステム修正（21年6月）</li> </ul> </li> <li>○ 21年4月に施行した情報化推進規程に基づき、情報化推進委員会を21年6月に開催した。（議題は、情報システムの現状及び課題等）</li> </ul>
併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。	併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。	併せて、個人情報保護、情報管理の観点から信用基金における情報システムに係る情報セキュリティの確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 情報セキュリティ向上への取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 21年4月に施行した情報セキュリティ規程に基づき、情報セキュリティ担当者等の指名、情報の格付け分類表、個人情報等機密情報へアクセスできる者の登録簿、移送等の管理簿、電算室への入退室管理簿等を整備した。</li> <li>○ 21年4月に、前年度に係る保有個人情報管理状況に関する点検を実施した。（結果は、すべて適正）</li> <li>○ 21年6月に、個人情報管理委員会を開催した。（議題は、保有個人情報管理状況点検結果等）</li> <li>○ その他、情報セキュリティの向上のため、全部門のウィルス対策ソフトについて、サポート契約の更新等を行った。</li> </ul> </li> <li>(3) 情報システムの管理に関する基本規程の作成への取組 (20年度措置済み) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 21年2月に、信用基金における総合的な情報管理の体系を定める情報セキュリティ規程を制定した。（施行は、21年4月） 同規程においては、①信用基金内における情報管理体制の整備、②情報の格付け及び格付けに従ったアクセス制</li> </ul> </li> </ul>

限、情報の取扱制限等、③信用基金の情報システムに係るセキュリティ要件、対策等を定めている。(なお、個人情報取扱規程に定めていた取扱制限等のうち本規程と重複する部分については、本規程に一本化した。)

8 調達方式の適正化  
 調達に係る契約については、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

① 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）への移行を着実に実施する。

8 調達方式の適正化  
 調達に係る契約については、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

(1) 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）への移行を着実に実施する。

8 調達方式の適正化  
 調達に係る契約については、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

(1) 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）への移行を着実に実施する。

9 調達方式の適正化

- (1) 随意契約見直し計画の達成に向けた取組  
 ○ 21年度に新たに締結した契約の契約状態、件数及び金額は以下のとおりである。

(単位：件、百万円)

		一般競争等		随意契約		合 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成18年度	実績	2	6	9	32	11	38
	構成比	18%	16%	82%	84%	100%	100%
平成19年度	実績	9	52	13	86	22	138
	構成比	41%	38%	59%	62%	100%	100%
平成20年度	実績	1	13	7	38	8	51
	構成比	13%	25%	87%	75%	100%	100%
平成21年度	実績	14	283	7	31	21	314
	構成比	67%	90%	33%	10%	100%	100%

- 注1. 支出原因に基づくもので、予定価格が工事・製造250万円、財産の購入160万円、物件の借入80万円、役務の提供100万円以上の契約を対象とした。  
 2. 一般競争等については、企画競争、公募を含む。

- 21年度に新たに締結した契約は、件数21件、金額314百万円で、契約形態別にみると、一般競争等は14件、283百万円、随意契約は7件31百万円である。一般競争等の占める割合をみると、件数では67%、金額では90%となっており、20年度の一般競争等の構成割合（件数13%、金額25%）と比較して件数、金額ともに高くなり、競争性の高い契約の占める割合が高くなっている。
- 随意契約7件の内訳は、システムの保守等3件、監査契約1件、出向職員宿舎の賃貸借契約2件、官報公告掲載契約1件で、このうち、システム関係は、現状において著作権等の関係からシステム開発業者と随意契約を締結する必要があるが、今後、仕様書、マニュアル等の整備を図った上で次期システムへの移行時等条件が整備された段階で、逐次、一般競争等を導入することとし、それまでの間は、著作権者を明らかにし同者の許諾が必要である旨を示した上で、必要な技術等を明示した上で参加者を募る公募を行うこととしている。また、出向職員宿舎の賃貸借契約に関しても公募を行う。

なお、監査契約については、主務大臣が会計監査人を選任するため、契約の性質または目的が競争を許さない契

約であることから、随意契約としている。

- 21年度に実施した一般競争（総合評価落札方式を含む）は11件で、これに係る応札者数は下表のとおり、いずれも複数者の応札であった。

また、落札率をみると、90%台が2件、70%台以下が9件であり、実質的な競争性も確保されている。

一般競争に係る応札者数調べ（平成21年度）

（単位：件）

応札者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
件数	0	1	3	3	4	11

一般競争に係る落札率調べ（平成21年度）

（単位：件）

落札率	100%	90%台	80%台	70%台	合計
件数	0	2	0	9	11

- 「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、21年8月26日付で契約事務取扱細則を改正し、予定価格の作成・省略に関する定め、総合評価方式及び複数年度契約に関する定めについて、明確に定めた。

また、作成等を省略する場合において、省略できる基準を国と同額の基準とした。

- 1者応札、1者応募とならないよう応札者等の数を増やし実質的に競争性を高めることとし、具体的取組方を信用基金のホームページに掲載した。（21年7月23日）

なお、21年7月以降、一般競争に係る公告は、信用基金のホームページ、掲示版のほか全国中小企業団体中央会のホームページへも掲載することとした。

- 契約事務を適切に実施するため契約事務取扱細則において明確に定めるとともに、下記のマニュアルを制定した。（21年8月26日）

- ・ 公募による契約手続きマニュアル
- ・ 企画競争による契約手続きマニュアル
- ・ 複数年契約マニュアル
- ・ 総合評価による契約手続きマニュアル

- (2) 情報システム等の総合評価落札方式による一般競争入札導入のためのマニュアルの作成への取組

- 23年2月の本格稼働を予定している「農業保証保険システムオープン化開発業務」に関し、21年6月に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した。

- 総合評価落札方式の拡大を図るため、「総合評価による契約手続きマニュアル」を制定した。（21年8月26日）

- (3) 適正な契約の実施

- 契約審査会及び競争参加者資格審査委員会の開催状況

- ・ 随意契約見直し計画の進捗状況を管理するため、契約審査会を開催した。（21年7月）
- ・ 競争参加者資格審査のため審査委員会を開催した。（21年11月）

- 契約審査会設置要領を改正（21年11月）し、対象案件を少額随意契約等を除く全ての随意契約に拡大した。

また、競争参加者資格審査委員会設置要領を改正（21年11月）し、審査案件をこれまで600万円以上の競争契約から全ての競争契約に拡大した。

② 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。

(2) 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。

(2) 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。

(3) 適正な契約の実施

- 契約審査会及び競争参加者資格審査委員会の開催状況

- ・ 随意契約見直し計画の進捗状況を管理するため、契約審査会を開催した。（21年7月）
- ・ 競争参加者資格審査のため審査委員会を開催した。（21年11月）

- 契約審査会設置要領を改正（21年11月）し、対象案件を少額随意契約等を除く全ての随意契約に拡大した。

また、競争参加者資格審査委員会設置要領を改正（21年11月）し、審査案件をこれまで600万円以上の競争契約から全ての競争契約に拡大した。

			<p>なお、両委員会とも、審査体制の実効性を確保するため、審査結果を速やかに理事長へ報告するよう設置要領を改正した。(21年11月)</p> <p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置し、22年2月10日に契約監視委員会を開催し、随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか点検を行った。</p>
<p>③ 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>(3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>(3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>(4) 取組状況の公表</p> <p>○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が一定額を超える契約について、契約締結日から10日以内に公表している。</p> <p><b>【公表する契約】</b></p> <p>工事又は製造の場合・・・予定価格250万円以上  財産の購入・・・・・・・・・・予定価格160万円以上  賃貸・・・・・・・・・・予定価格80万円以上  その他役務・・・・・・・・・・予定価格100万円以上</p>
<p>④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>(5) 監事及び会計監査人による監査の実施</p> <p>○ 会計監査人による期中監査(21年10月5日～9日及び13日～16日並びに22年2月1日～5日及び3月1日～5日)、理事者ディスカッション(21年11月16日)及び期末監査(22年5月17日～6月8日)が実施された。</p> <p>① 期中監査  各勘定ごとに21年4月から22年1月までの期中取引について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われたが、特段の指摘はなかった。  また、農業、林業及び漁業の業務に係る情報システムについて、内部統制の整備運用状況の評価が行われたが、特段の指摘はなかった。</p> <p>② 理事者ディスカッション  会計監査の実施に際しての監査リスクの特定・評価に役立て、効率的な会計監査の実施につなげることを目的として、基金の概要、運用方針及び内部統制に対する取組みや運営上の課題、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬等の防止についての取組状況等について、理事者とのディスカッションが行われた。</p> <p>③ 期末監査  各勘定ごとに22年2月から22年3月までの期中取引及び決算整理事項について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証並びに財務諸表の表示についての検証が行われたが、特段の指摘はなかった。</p> <p>○ 監事監査実施要領第12条(22年4月8日付改正)に基づいて、契約に関する決裁文書を監事へ回付し、契約の適切性等をチェックする体制とした。</p> <p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(21年11月17日閣議決定)を踏まえて22年1月「契約監視委員会」を設置し、同年2月に第1回契約監視委員会を開催し、随意契約事由及び契約価格の妥当性、一般競争入札契約について競争性が確保されているか等の観点から点検・見直しを行った。契約監視委員会委員名簿及び審議結果については、ホームページに掲載済みである。</p> <p>○ 監事と会計監査人とのディスカッションを21年11月、22年2月及び3月に21年度期中監査の計画及び実施状況について、22年5月及び6月に21年度監査結果の取りまとめについて実施した。また、監事と理事者とのディスカッションを21年度臨時監査結果(21年12月)の取りまとめについて、21年度定例監査結果(22年6月)の取りまとめ</p>

			<p>について実施した。</p> <p>○ 監事による21年度臨時監査（21年11月16日～20日）及び21年度定例監査（22年5月10日～12日、19日～25日）が実施された。</p> <p>① 21年度臨時監査 内部統制、人材の有効活用、保有資産（宿舍）の管理、危機管理態勢、及び余裕金運用管理態勢について検証が行われ、業務等については法令等に準拠し、適正に処理されているものと認められること、また、内部統制の強化を図るべく諸規程及び体制の整備が進められているが、今後さらに役職員に対する周知徹底など、内部統制の一層の強化に向けた取り組みを期待すること等の監査結果が示された。</p> <p>② 21年度定例監査 重要な決裁書類等を閲覧し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取及び必要に応じて書面、証憑書類等の提出を求める等により主要な業務及び財産の状況を調査され、財務諸表、利益の処分又は損失の処理に関する書類、決算報告書、事業報告書は適正に作成されていること、役職員の職務遂行に関する不正の行為又は関係諸法令に違反する重大な事実は認められないこと、監査法人による監査の方法及び結果は相当であること等の監査結果が示された。</p> <p>○ 随意契約から競争入札へ移行するための進捗状況（随意契約見直し計画の実施状況）について、22年5月に監事監査が行われた。</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ農林漁業を取り巻く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要がある。このため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ農林漁業を取り巻く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要がある。このため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。</p>	<p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実</p>	<p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実</p>	<p>1 事務処理の迅速化</p>

① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。

現する。

(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。なお、処理期間の検証を行い、必要に応じて見直す。

ア 保険通知の処理・保険料徴収

月次処理  
イ 保険金支払審査 27日  
ウ 納付回収金の受納

月次処理  
エ 保証審査 7日  
オ 代位弁済 150日  
カ 貸付審査

農業長期資金  
償還日と同日付貸付  
農業短期資金  
月3回(5のつく日)  
農業災害補償 4日  
林業 3日  
漁業長期資金  
償還日と同日付貸付  
漁業短期資金 8日  
漁業災害補償 4日

現する。

(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。なお、処理期間の検証を行い、必要に応じて見直す。

ア 保険通知の処理・保険料徴収

月次処理  
イ 保険金支払審査 27日  
ウ 納付回収金の受納

月次処理  
エ 保証審査 7日  
オ 代位弁済 150日  
カ 貸付審査

農業長期資金  
償還日と同日付貸付  
農業短期資金  
月3回(5のつく日)  
農業災害補償 4日  
林業 3日  
漁業長期資金  
償還日と同日付貸付  
漁業短期資金 8日  
漁業災害補償 4日

(1) 標準処理期間の達成度

○ 各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全てについて目標(8割以上)を上回る結果となった。今後とも処理の迅速化に努める。

(処理状況)

		全処理件数 (A)	標準処理期間 内の処理件数 (B)	標準処理期間 内の処理割合 (B÷A)
農業	保険通知の処理・保険料徴収	77,950件	77,862件	99.9%
	保険金支払審査	2,696件	2,666件	98.9%
	納付回収金の受納	66,367件	66,367件	100.0%
	農業長期資金の貸付審査	235件	235件	100.0%
	農業短期資金の貸付審査	88件	88件	100.0%
林業	保証審査	1,945件	1,758件	90.4%
	代位弁済	86件	82件	95.3%
	貸付審査	40件	40件	100.0%
漁業	保険通知の処理・保険料徴収	38,342件	38,342件	100.0%
	保険金支払審査	135件	134件	99.3%
	納付回収金の受納	9,773件	9,773件	100.0%
	漁業長期資金の貸付審査	287件	287件	100.0%
	漁業短期資金の貸付審査	5件	5件	100.0%
農災	貸付審査	8件	8件	100.0%
漁災	貸付審査	15件	15件	100.0%

(2) 標準処理期間の検証・見直し

項目	標準処理期間の見直しの検討
ア 保険通知の処理・保険料徴収 ・標準処理期間 月次処理 ・21年度実績 月次処理	保険通知の処理は基金協会の前月引受分について一括で処理し、この処理により速やかに保険料徴収を行っているが、これを変更することは基金協会のシステムを大幅に変更することになりコスト面で困難であること及び基金協会の事務処理の増大を伴うことから現行通りの対応が必要である。
イ 保険金支払審査 ・標準処理期間 27日 ・21年度実績 農業：19.9日 漁業：13.5日	保険金の支払いは、約款により受付の日から30日以内に支払うこととされているところ、3日前倒して標準処理期間を設定している。21年度は、事前協議を多く実施したことから、平均支払期間が農業にあつては19.9日、漁業にあつては13.5日となったものであり、免責審査での証拠書類等を取るのに時間を要する案件が多数出る年もあることを考慮すると、27日の処理期間が必要である。

ウ 納付回収金の受納 ・標準処理期間 月次処理 ・21年度実績 月次処理	納付回収金受納の処理は、基金協会の事務負担も考慮して月次処理とし、回収金納付期限を月の下旬に定め、月1回の処理としているところであり、現行どおりの対応が必要である。
エ 保証審査 ・標準処理期間 7日 ・21年度実績 林業：4.4日	21年度は不況対応保証による保証案件が増加するなか、標準処理期間内に9割超の処理ができたものの7日を越える案件も増加しており、引き続き不況対応保証に取り組む今年度においても、新規案件にかかる事業・財務内容等の確認時間及び増額案件や財務悪化先にかかる担保・分割弁済交渉時間の増加、審査協議件数の増加などにより、事務処理期間の長期化が見込まれることから、今後とも標準処理期間として7日は必要である。 21年度平均処理日数 4.4日 (7日を越えた案件：187件(9.6%))
オ 代位弁済 ・標準処理期間 150日 ・21年度実績 林業：74.1日	(加算金の発生を伴うこともあるため、)極力標準処理期間内に事務処理を行うよう努力しているが、先方の事情等によりやむを得ず150日を超える案件も発生することから、標準処理期間の短縮等は困難である。 21年度平均処理日数 平均74.1日 (全86件のうち代位弁済までに150日を超えた案件：4件)
カ 貸付審査	
農業長期資金 ・標準処理期間 償還日と同日付貸付 ・21年度実績 償還日と同日付貸付	審査は貸付前に済ませており、償還日と同日付で貸し付けており、これ以上短縮できない。
農業短期資金 ・標準処理期間 月3回 (5のつく日) ・21年度実績 月3回 (5のつく日)	短期資金については、基金協会の代位弁済の支払財源として貸し付けるもので、融資機関は延滞発生から原則3ヶ月を経過した後でないと基金協会に対する代位弁済の請求権は発生しないため、借入申込の締切日までに申し込まれた案件について、月3回(5のつく日)の貸付で対応は可能である。また、基金協会から更なる迅速化の要望もない。
農業災害補償 ・標準処理期間 4日 ・21年度実績	21年度の平均処理期間は、貸付案件の全てが内部で審査が完了できることから、結果として2.1日で処理できたが、貸付資金によっては、農林水産省への確認を要する資金があるなど審査に日数を要することから、今後とも標準処理期間として4日は必要である。

2.1日	
林業 ・標準処理期間 3日 ・21年度実績 1.9日	21年度の処理期間は2日以内が約88%だが、受付のタイミングや案件の内容により3日かかったものが約12%となっていることから、今後とも標準処理期間としては3日は必要である。
漁業長期資金 ・標準処理期間 償還日と同日付貸付 ・21年度実績 償還日と同日付貸付	審査は貸付前に済ませており、償還日と同日付で貸し付けており、これ以上短縮できない。
漁業短期資金 ・標準処理期間 8日 ・21年度実績 5.6日	21年度の平均処理期間は、5.6日であった。受付のタイミングや案件の内容により、処理に8日かかる案件も想定されていることから、今後とも標準処理期間として8日は必要である。
漁業災害補償 ・標準処理期間 4日 ・21年度実績 2.4日	21年度の平均処理期間は2.4日で、全件について標準処理期間内に処理を終えた。しかしながら、21年度の貸付けはすべて自己資金財源によるものであり、貸付けに際して短期借入金による資金調達を行う場合には、更に1～2日を要すること等から、標準処理期間は引き続き4日とする。

② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。

(2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。

(2) 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。

(3) 基金協会等との情報の共有、意見調整（農業信用保険業務）

- 基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議
  - ・ 保証要綱等の制定・改正を行う基金協会について、基金協会からの資料提出及び対面により協議を実施した。(66協議) (20年度65協議)
- 大口保険引受案件等の事前協議
  - ・ 大口保険引受案件事前協議件数は600件であった。(条件変更含む。20年度527件)
  - ・ 大口保険引受案件等に係る事前協議時において、一部の案件については、基金協会と対面での協議を実施した。(11協会) (20年度10協会)
  - ・ 20年4月より部分保証となった家畜飼料特別支援資金について、116件打ち合わせた。(畜特資金1件、農業経営負担軽減支援資金2件。20年度は、農業経営負担軽減支援資金1件、畜特資金9件、家畜飼料特別支援資金120件)
- 大口保険金請求案件の事前協議
  - ・ 大口保険金請求対象案件25件について、すべて事前協議を実施した。(20年度34件)
  - ・ 基金協会から提出された協議資料の内容について記載事項及び免責事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該協会との間で認識の共有に努めている。
- 求償権に関する情報の共有

			<p>現地協議において、保険金残高が1千万円以上の大口求償債務者の回収見込額及び回収経過等についてヒアリングを行い、情報の共有に努めている。(現地協議実施協会：延べ9協会)</p> <p>(3) 漁業信用保険業務において、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を実施する。</p> <p>(4) 基金協会等との情報の共有、意見調整(漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大口保険引受案件等の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険引受案件事前協議件数は48件であった。(20年度29件)</li> <li>・ 大口保証引受案件に係る基金協会との事前協議に際し、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認しながら協議を実施した。協議結果については、必要に応じ保証条件等に係る申し送り事項を付し当該協会との間で認識の共有に努めている。(申し送り案件：2件)(20年度1件)</li> </ul> </li> <li>○ 大口保険金請求案件の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険金請求対象案件106件について、すべて事前協議を実施した。(20年度109件)</li> <li>・ 基金協会から提出された協議資料の内容について記載事項及び免責事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該協会との間で認識の共有に努めている。</li> </ul> </li> <li>○ 求償権に関する情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金協会から21年3月末現在の「求償権分類管理表」及び21年9月末現在の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報の共有に努めている。(個別協議実施協会：延べ26協会)(20年度延べ27協会)</li> </ul> </li> </ul>
<p>③ 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>(4) 事務手続の明確化・簡素化など、業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>(5) 業務処理の方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業信用保険業務において、畜産特別資金融通事業実施要領の制定、21年度補正予算で措置された畜産経営維持緊急支援資金等の施行に伴うコードの追加及び保険料率の明確化を図るため、農業保険取扱要領について21年6月、9月に改正を行ったほか、農業保証保険通知書等の電磁的記録媒体による通知に係る事務処理について、事務処理の明確化を図るため、従来の農業保証保険通知書等の磁気テープ等による通知に関する処理手続他8本を廃止し、農業保険取扱要領の改正を21年11月に行い、要領の一覧性を高めた。 また、要領等の一本化を行い事務処理の明確化を図るため、農業融資資金貸付要領等の全面的見直しを行い、新たな農業融資資金貸付要領を21年9月に制定したほか、21年12月に中小企業者金融円滑化法の施行を踏まえ、基金協会における法の適切な実施が図れるよう、信用基金における審査について弾力的に行う旨、通知した。</li> <li>○ 林業信用保証業務において、21年5月に21年度補正予算に基づく新たな保証(フォレストサポート保証)の実施に必要な林業信用保証業務細則等について、事務処理の簡素化に配慮しつつ、改正を行ったほか、21年12月に中小企業者金融円滑化法の施行を踏まえ、窓口の設置や主務省への報告等の保証業務における対応について内部規程を定めた。 また、22年1月に21年度二次補正予算に基づく新たな保証(林業・木材産業経営安定化保証)の実施に必要な林業信用保証業務細則等の改正を行った。</li> <li>○ 漁業信用保険業務において、21年4月及び5月に「漁業保証保険取扱要領」を改正し、事務処理の簡素化に配慮しつつ、漁業緊急保証対策の実施に伴う様式の一部改正等を行った。</li> </ul>
<p>2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>① 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者</p>	<p>2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者</p>	<p>2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、ホームページを活</p>	<p>2 情報の提供・開示</p> <p>(1) ホームページ等における情報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報の提供については、利用者や国民一般に対して、分かりやすく信用基金の業務内容等が提供できるよう、21年度版パンフレットを21年6月に作成し、全国会議等の場で配布し、周知を図った。 また、前年度のホームページアクセス分析において、パンフレットの人気が高かった(第3位)ことから、速や</li> </ul>

を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

用して、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

かに21年度版への更新を行った。(21年6月26日)

- その他ホームページについて、次の更新等を行った。
  - ・ 「フォレストサポート保証の概要」を掲載 6 / 2
  - ・ 「理事長挨拶」、「地図」を更新 6 / 26
  - ・ 「農業経営維持支援緊急保証業務のご案内」(パンフレット)を掲載 7 / 13
  - ・ 「漁業緊急保証対策のご案内」(パンフレット)を掲載 8 / 7
  - ・ 「信用基金パンフレット」の軽量化及びコンパクト版を掲載 3 / 16

(2) 迅速な情報の提供 (1週間以内の更新)

- 公表すべき事項は下記のとおりすべて1週間以内に掲載した。

事 項	基準日	掲載日
職員給与規程改正	4 / 1	4 / 6
役員退職手当規程、職員給与規程及び職員退職手当規程改正	6 / 23	6 / 23
役職員の報酬・給与	6 / 30	6 / 30
役員の退任・任命	7 / 14	7 / 17
役員の退任・任命	8 / 1	8 / 3
職員給与規程改正	8 / 24	8 / 26
独立行政法人評価委員会の評価結果(財務省)	8 / 24	8 / 28
独立行政法人評価委員会の評価結果(農林水産省)	8 / 31	9 / 7
役員の退任・任命	9 / 1	9 / 1
20年度決算及び財務諸表	9 / 14	9 / 16
役員の退任・任命	10 / 1	10 / 2
19事業年度評価結果の主要な反映状況	10 / 21	10 / 21
役員給与規程及び職員給与規程改正	12 / 1	12 / 4
役員給与規程改正	1 / 1	1 / 5
役員の退任・任命	1 / 12	1 / 12
役員の退任	1 / 21	1 / 21
役員の退任・任命	2 / 15	2 / 15
22年度年度計画	3 / 31	3 / 31
職員給与規程改正	3 / 31	4 / 2

(3) アクセス分析の実施

- 21年度のホームページアクセス件数は、81,596件(20年度 61,469件)であった。

	平成20年度(A)	平成21年度(B)	増減(B/A)
アクセス件数	61,469	81,596	132.7%

- ホームページで提供する情報の一層の充実を図るため、アクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツごとのアクセス件数の把握などアクセス内容の分析を行った。この結果、利用者に人気のあるページは、契約関連情報や信用基金の業務内容に関するコンテンツであることが判明した。今後、人気のあるページをより見やすく分かりやすい内容にするなど、利用しやすいホームページとなるように改善を図っていくこととした。

人気のあるページ（分析例 平成21年度）

	ページの内容	プレビュー数	割合
1	トップページ	112,934	11.5%
2	契約関連情報	60,056	6.1%
3	農業信用保証保険制度のパンフレット	23,040	2.4%
4	信用基金パンフレット	18,646	1.9%
5	林業信用保証業務について	12,173	1.2%

- 前年度のホームページアクセス分析において、信用基金パンフレットの人気が高かった（第3位）ことから、21年度版への更新を速やかに行った。（21年6月26日）  
また、信用基金パンフレットの閲覧・表示がより容易にできるようにファイル容量の軽量化（旧5.2MB、新2.3MB）を図るとともに、新たにコンパクト版（893KB）の掲載を行った。（22年3月16日）

(2) 各業務において、保険引受等の情報・データの取りまとめ、基金協会等関係機関への提供、パンフレット等を活用したPR活動の推進などの情報提供に取り組む。

(4) 各業務における情報提供

- 農業信用保証業務においては、機関誌「農業信用保証保険」により、農業信用保証の保険引受、保険金支払・回収状況といった業務に関する情報や、経済・金融動向、農業情勢などの一般情報を提供するほか、基金協会の現状と課題について基金協会からの情報を掲載した。  
このほか、農業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴を取りまとめた「農業信用保証保険年報」の発行、当基金の農業部門の保険事業の概況を取りまとめた「保険事業概況」を作成した。
- 林業信用保証業務においては、パンフレットの活用等によりPR活動を推進した。また、6月に「都道府県信用基金担当者及び相談員会議」を実施し、参加者に対してフォレストサポート保証の周知徹底等を依頼した。結果、21年度保証引受額は20年度に比べて大幅に増加した。  
このほか、林野庁主催の会議、都道府県主催の林業金融関係の協議会、業界団体の会合等の場に出席し、情報提供を行った。更に、業界紙等に保証引受の増加や新規保証内容について7月、10月、2月に情報提供した。
- 漁業信用保証業務においては、漁業信用保証業務の事業概要をとりまとめた「業務報告書」を作成し、21年10月に基金協会をはじめ関係機関に配布したほか、漁業信用保証業務に関し、引受・弁済・回収状況等を取りまとめた「業務統計年報」を作成し、21年12月に基金協会をはじめ関係機関に配布した。  
また、漁業緊急保証対策の周知のために、リーフレットを作成し基金協会をはじめ関係機関に配布するとともに信用基金のホームページに掲載した。（21年8月）  
このほか、漁業保証保険システムネットワークについて、参加基金協会の増加を考慮し、データベースソフトウェアのライセンスを追加、同時接続可能数の充実を図った。
- 農業災害補償関係業務においては、NOSAIイントラネットを活用して、信用基金の21年度に実施予定の諸調査等について予め周知を図ったほか、同調査結果についても掲示した。  
また、「信用基金だより」（季刊誌）により事業年度計画等について情報提供を行った。
- 漁業災害補償関係業務においては、漁業災害補償関係業務に係る業務の概況や貸付・回収状況等を取りまとめた「業務報告書」（9月）及び漁業共済団体の概況等を取りまとめた「業務統計年報」（11月）を作成し、各漁業共済団体及び関係機関に配布した。

② 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内

(2) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内

(3) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、ホームページを活

(5) セグメント情報の開示

- 財務内容等の一層の透明性の確保に向けて、ホームページにおいて以下の情報を掲載した。  
・ 財務諸表について、セグメント毎の財務諸表と併せて、決算概要を説明をした資料を掲載。（18年度決算から掲

<p>容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>用して、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>載)  <ul style="list-style-type: none"> <li>決算情報について、経年比較や財務分析指標を掲載。(18年度決算から掲載)</li> <li>事業報告書において、セグメント事業損益の経年比較・分析、セグメント総資産の経年比較・分析、セグメント毎の財源構造、セグメント毎の財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明を掲載。(19年度決算から掲載)</li> </ul> </p>
<p>④ 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。</p>	<p>(4) 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。</p>	<p>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則を公表する。</p>	<p>(6) 就業規則の公表  <ul style="list-style-type: none"> <li>20年4月から、信用基金のホームページに掲載している。</li> </ul> </p>
<p>③ 信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>(3) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、苦情への適切な対応を行う。</p>	<p>(5) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見を聴取するとともに、潜在的利用者等についても意向を把握し、業務運営に適切に反映させるよう努める。また、独立行政法人農林漁業信用基金苦情対応要領に基づき、苦情への適切な対応を行う。</p>	<p>3 意見の収集  (1) アンケートの実施及び業務への反映  アンケートのほか、会議における意見交換等により、以下のとおり、農業保険取扱要領の改正等業務の参考とした。  <ul style="list-style-type: none"> <li>信用基金のホームページに「お問い合わせ」欄を設けている。(農業信用保険業務)</li> <li>基金協会及び農林中央金庫の代表を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を21年6月及び22年3月に開催し、20年度決算、22年度年度計画及び農業信用保険業務の状況等について説明し、意見交換を行った。</li> <li>21年度補正予算で措置された農業経営維持支援緊急保証事業等の的確な執行に資するため、基金協会参事・事務局長会議を21年7月に開催し、主務省より同事業等について説明を受けたほか、農業信用保険業務における取扱いを説明した。</li> <li>基金協会を通じ、全国106農協に対するアンケート調査及び保証利用金融機関に対するアンケート調査を21年12月に実施した。(林業信用保証業務)</li> <li>6月及び12月に林業・木材産業者を対象に「林材業の業況動向調査」を実施し、売り上げや資金繰り、設備投資等の実績と見通しについて尋ねたところ、業況は依然として厳しい状況が続いていることが明らかになり、これらの結果をとりまとめ、保証利用者、都道府県及びマスコミに配布して周知を図った。(漁業信用保証業務)</li> <li>アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業緊急保証対策の実施に伴い、各県における保証見込みや県単資金創設等の検討状況について6月及び8月に各基金協会にアンケート調査を実施し、資金需要の把握に努めるとともに、県単資金創設等に向けた県等への要望資料として活用できるよう概要を取りまとめ基金協会に配布した。</li> </ul> </li> <li>意見の聴取  〔漁業信用保険連絡協議会の開催〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業関係団体、農林中央金庫及び(社)漁業信用基金中央会を構成員とする「漁業信用保険連絡協議会」を21年7月に開催し、20年度決算や漁業信用保険業務の現況等について説明し、意見交換を行った。主な意見は、中小漁業関連資金融通円滑化事業の「漁協経営改革支援資金」について、県負担がなくなることで、今後の利用について県の反応はどうか等であった。</li> </ul> 〔ブロック会議への出席〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>21年7月～11月に開催された基金協会主催のブロック会議に出席し、20年度決算や漁業信用保険業務の現況等</li> </ul> </li> </ul> </p>

			<p>について説明し、意見交換を行った。</p> <p>〔漁業緊急保証対策事業実務者打合せ会、県域意見交換会への出席〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業緊急保証対策事業実施に向けた関係機関との実務者打合せ会に出席し、どのような融資・保証を行うと漁業者のために有効であるかについて、情報の共有化を図った。（5月～7月、3回）</li> <li>・ また、同事業の実施に伴い、県域意見交換会に出席し、意見交換を行った。（5月～8月、12回）主な意見は、「緊急保証に乗り換えるものばかりだと、来年度以降通常の保証が減る可能性がある。」、「本対策を最大限活用したい。」等であった。</li> </ul> <p>〔全国漁業信用基金協会常勤役員・参事会議の開催〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22年3月に、(社) 漁業信用基金中央会と共催で開催し、漁業信用保険業務の概況等について説明し、水産庁担当者を交え、基金協会役員等との意見交換を行った。基金協会から、漁業緊急保証対策事業の事前協議について、大口保険引受案件事前協議の基準に該当しない案件の取扱い等について質問があり、当方から、基準に該当しない案件は事前協議の対象とはならないが、個別に事前相談として受け付けている旨回答した。</li> </ul> <p>(農業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業共済組合連合会の代表、(社) 全国農業共済協会及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を21年6月及び22年3月に開催し、20年度決算、22年度年度計画及び農業災害補償関係業務等について説明し、貸付金利等について意見交換を行った。</li> <li>○ 農業共済団体を対象に農業共済団体等の財務状況調査の集計に関するアンケート調査を22年2月に実施し、当該調査対象となる農業共済組合等の合併状況等や調査手法及び財務分析手法等に係る改善要望等を聴取し、次年度に実施する調査に反映した。</li> </ul> <p>(漁業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁業共済組合に対してアンケート調査を22年1月に実施し、共済金支払資金に係る借入実績、借入条件等についての実態の把握を行った。</li> </ul> <p>(2) 苦情への対応・体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 苦情等対外的な問い合わせについては、苦情対応要領の精神をもって対応することとしている。 なお、苦情対応要領の精神とは、苦情等対外的な問い合わせに対し、信用基金の好感度の維持の精神をもって対応することである。</li> <li>○ また、22年1月に苦情の定義を「信用基金に対する不平・不満」であることを明確にし、具体例を「保証・保険申込に対する回答が遅い旨の不平・不満」等例示し、苦情がないか役職員に改めて周知した。</li> <li>○ 21年度の苦情に該当するような事案はなかった。</li> </ul>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るといふ政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。</p> <p>このため、信用基金は、</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るといふ政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。</p> <p>このため、信用基金は、</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>

<p>中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。</p>	<p>中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。</p>		
<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>ア 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p> <p>イ 上記アの見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行</p>	<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>(1) 保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。</p> <p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p> <p>② 上記①の見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行</p>	<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>(1) 保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。</p> <p>このため、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>(1) 新たな保険料率の適用（農業信用保険業務） （20年度措置済み）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 18年度の保険料率算定委員会と19年度の農業信用保証保険事業・組織問題検討会（3回開催）における検討、主務省評価委員会における審議を経て、20年3月に業務方法書の変更として主務大臣の認可を得てリスクを勘案した保険料率の改定が行われ、20年7月からの新規引受分について新たな保険料率を適用した。</li> </ul> <p>(2) 新たな保険料率の適用（漁業信用保険業務） （20年度措置済み）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁業保証保険について、独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、制度資金の効果の発揮や漁業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう、20年3月に業務方法書を主務大臣の認可を得て変更して保険料率の改定を行い、20年4月からの新規引受分について新たな保険料率を適用した。</li> </ul> <p>(3) 保険料率算定委員会の開催及び検討（農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今年度は、21年12月及び22年3月に保険料率算定委員会を開催し、「20年7月に改正した保険料率を基礎とした理論値」と「20年度保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較分析を行ったが、その結果、一部の資金について、両理論値に乖離がみられた。これは原油価格や飼料価格の高騰等に起因した乖離とみられるが、20年度に保険料率を改正したところであり、また、現在の経済情勢、農業情勢を勘案すると直ちに保険料率の見直し（引上げのみ）をするような状況にはないことから、今後の経済情勢、農業情勢などの変化による保険引受、回収、保険金支払等の保険事業の推移を見守りつつ、主務省と協議しながら総合的に検討を行っていくこととした。</li> </ul>

う。	う。		<p>(4) 保証料率算定委員会の開催及び検討（林業信用保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今年度は、22年2月に保証料率算定委員会を開催し、19年10月改訂時の考え方に即して、最近の実績を加味した理論値と保証引受に基づく実績値等について比較を行い、これらに影響を及ぼしている要因について分析を行った。その結果、20年度に代位弁済が増加したこと、21年度補正予算に基づく新たな保証の引受が拡大し料率の低い者が相対的に増えたこと等の影響が見られた。今後については、景気の動向や21年度二次補正に基づく新たな保証の引受状況等が被保証者の財務内容や適用される料率に影響を及ぼすと考えられること等から、当面は現行の体系と水準を維持し、影響を及ぼす各因子の動向を注視することとした。</li> </ul> <p>(5) 保険料率算定委員会の開催及び検討（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今年度は、22年3月に保険料率算定委員会を開催し、「20年4月に改正した保険料率を基礎とした理論値」と「20年度保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較分析を行ったが、その結果、両理論値に若干の乖離がみられた。これは20年度に遠洋まぐろはえ縄漁業において多額の代弁が発生したこと等に起因したものであり、21年度は多額の代弁が発生しなかったことや、漁業緊急保証対策の実施により保証保険引受額が増加し、単年度の保険収支は、20年度と比し大きく改善することが見込まれること等から、現時点においては、保険料率は据置くこととし、引続きその状況を注視することとした。</li> </ul>
② 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利（低利預託原資貸付に係るものを除く。）については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利（低利預託原資貸付に係るものを除く。）については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	<p>(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利（低利預託原資貸付に係るものを除く。）については、以下のとおり、貸付目的、市中金利との兼ね合い等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における貸付金利は、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率とする。</p> <p>② 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務における貸付金利は、短期プライムレート等市中金利を勘案した適切な率とする。</p>	<p>(6) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業信用保険業務においては、基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている基金協会への貸付金の金利については、0.0325%～0.1385%で、市中金利の動向等を参考とし、323件の貸付を実行した。（20年度の貸付金利は、0.0780%～0.2155%、貸付件数292件）</li> <li>○ 漁業信用保険業務においては、基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている基金協会への貸付金の金利については、0.030%～0.132%で、市中金利の動向等を参考とし、292件の貸付を実行した。（20年度の貸付金利は、0.0675%～0.2160%、貸付件数327件）</li> </ul> <p>(7) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業災害補償関係業務においては、市中金利等を勘案の上、従前と同じ貸付金利で貸付けを行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>3月以内 0.300%</li> <li>3月超6月以内 0.500%</li> <li>6月超1年以内 0.800%</li> </ul> </li> <li>○ 漁業災害補償関係業務においては、貸付日における短期プライムレート（年1.475%）と同率で貸付けを行った。</li> </ul>
2 引受審査の厳格化等	2 引受審査の厳格化等	2 引受審査の厳格化等	2 引受審査の厳格化等

<p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。</p> <p>ア 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>	<p>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。</p> <p>① 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>	<p>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。</p> <p>① 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>	<p>(1) 基金協会との事前協議の徹底(農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険引受案件事前協議件数は、600件(条件変更含む。)であった。(20年度527件)</li> <li>・ 大口保険引受案件等に係る事前協議時において、一部の案件については、基金協会と対面での協議を実施した。(11協会)(20年度10協会)</li> <li>・ 個別案件については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受案件事前協議600件(条件変更含む。)のうち、取り下げ15件等となった。(20年度29件)</li> </ul> </li> <li>○ 部分保証の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20年4月より家畜飼料特別支援資金に部分保証が導入された。</li> <li>・ 部分保証の対象となる農業経営負担軽減支援資金2件、畜特資金1件、家畜飼料特別支援資金116件について事前協議を行い、部分保証が的確に実施されているか確認した。(20年度は、農業経営負担軽減支援資金1件、畜特資金9件、家畜飼料特別支援資金120件)</li> </ul> </li> <li>○ 大口保険金請求案件の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険金請求対象案件25件について、すべて事前協議を実施した。(20年度34件)</li> </ul> </li> <li>○ 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る基金協会との事前協議について、一層の徹底を図ることとして次のとおり19年度より実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険引受案件の事前協議について、畜特資金・農業経営負担軽減支援資金・家畜飼料特別支援資金の対象金額を1億円から5千万円に引下げた。</li> <li>・ 21年6月に畜産経営維持緊急支援資金を事前協議案件として追加した。</li> <li>・ 大口保険金請求案件の事前協議の対象案件の要件について、従前の「法人5千万円以上、個人3千万円以上」から、法人・個人を問わず「一律3千万円以上」とし、審査対象案件の範囲を広げた。</li> </ul> </li> </ul>
<p>イ 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確な引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を推進する。</p>	<p>② 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確な引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を推進する。</p>	<p>② 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確な引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を実施する。</p>	<p>(2) 基金協会との事前協議の徹底(漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険引受案件事前協議件数は、48件であった。(20年度29件)</li> <li>・ 大口保証引受案件に係る基金協会との事前協議を実施した。協議結果については、必要に応じ保証条件等に係る申し送り事項を付している。(申し送り案件：2件)(20年度1件)</li> <li>・ 大口保証引受案件事前協議について、保証保険取扱要領においては、基金協会は信用基金に「保証決定予定日の1月前までに」協議書を提出する旨が規定されているが、緊急保証に係る案件については、早急に対応できるよう1月を切る案件においても協議の受付をする旨を基金協会に通知している。</li> </ul> </li> <li>○ 大口保険金請求案件の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険金請求対象案件106件について、すべて事前協議を実施した。(20年度109件)</li> </ul> </li> <li>○ 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る基金協会との事前協議について、一層の徹底を図ることとして次のとおり実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 19年度から大口保険引受案件について、借替緊急融資資金については、保証額に係る額の2分の1を基準額とした。</li> <li>・ 20年度から、保険引受リスクの高い経営安定資金及び緊急融資資金について、信用基金と基金協会との年度当初の保証保険契約から除外し、該当案件が生じる度に個別に審査を行ったうえで、保証保険契約金額の変更により対応することとした。</li> <li>※ 21年度保証保険契約変更件数90件(うち緊急保証対策ではない契約変更件数14件、うち経営安定資金に係る</li> </ul> </li> </ul>

			<p>個別審査3件、緊急融資資金に係る個別審査5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 求償権回収に関する事前協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金協会から21年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収の強化を図った。(個別協議実施協会：12協会)(20年度12協会)</li> <li>・ 求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合に満たない協会を対象に10～12月にかけて求償権回収徹底に係る協議を行っている。(個別協議実施協会：14協会)(20年度15協会)</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 一定割合とは、直近3カ年の全国平均値(9月末現在回収実績/年間回収見込額)であり、21年度については45.59%である。</p>
	<p>(2) 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>(2) 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>(3) 保証審査・求償権管理回収に係る研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業信用保険業務においては、保証審査実務担当者研修会を10月15日～16日の2日間にわたり実施し、基金協会の職員51名が参加した。参加率は80.9%(38協会/47協会)であった。研修内容は、①貸出・保証法務の基本構造、②各種取引実務の着眼点と法務、③グループ事例演習、④実践事例演習、であり、満足度100%であった。</li> <li>また、求償権管理回収等事務研修会を9月17日～18日の2日間にわたり実施し、基金協会の職員61名が参加した。参加率は98%(46協会/47協会)であった。研修内容は、①求償権の管理回収事例研究、②保証に関する個人情報保護法における債権回収の留意点について、であり、満足度97%であった。</li> <li>○ 漁業信用保険業務においては、漁業部門職員を対象に保証引受審査等に資するため、21年4月に、漁業信用保険制度の歩みや現状及びその運営をめぐる状況、業務のコンプライアンス確保を習得するための研修(15名参加)を、21年12月に、「我が国漁業の外観と今後の展望」と題し、漁業法の体系や資源管理・漁業構造のあり方等を説明する研修(11名参加)を実施した。</li> <li>また、21年7月に、基金協会及び金融機関の職員を対象とする基金協会主催の研修会に職員を講師として派遣し、漁業緊急保証対策について研修を行ったほか、22年2月8日～9日には、基金協会及び信用基金の職員を対象として、(社)漁業信用基金中央会との共催で「全国研修会」を開催し、基金協会の職員47名が参加した。参加率は86%(36協会/42協会)であった。研修内容は、①漁協への保証対応について②漁業緊急保証についてであり、基金協会の満足度を把握するアンケートを実施した結果、77%であった。</li> <li>なお、昨年度の当該研修会のアンケート結果で満足度が低かったことに留意し、説明方法や課題の設定等、研修内容が形骸化しないよう工夫した。また、アンケートにおいても、研修結果をより深く把握するため、また、来年度の研修の参考とするため、項目の充実を図った。</li> </ul>
<p>(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(4) 信用基金の相談機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業信用保険業務においては、保険引受に関し、電話等により随時、保証引受にかかる相談に対応し、主要相談件数は48件であった。(20年度57件)</li> <li>また、大口保証引受案件(経営不振先)についての経営状況および期中管理等を把握するための現地協議を6協会予定し、うち5協会と実施した。(20年度5協会)</li> <li>保険金の支払・回収に関しては、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るため現地協議を9協会実施した。(20年度10協会)なお、基金協会からの申し出に基づく協会との個別協議については延べ8協会実施した。(20年度12協会)</li> <li>基金協会からの法務相談等について、顧問弁護士に相談したり、参考文献等を活用して5件全てに回答した。(20年度7件)</li> <li>○ 漁業信用保険業務においては、求償権管理回収等事務研修会(農業第二部主催)に職員1名を、保証審査実務担当者研修会(農業第一部主催)に職員2名を参加させ、職員の資質の向上を図った。</li> <li>また、以下のとおり、基金協会と個別協議を実施し、現地協議の推進等により信用基金の相談機能を強化した。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保証引受等に係る個別協議の実施 大口保証引受案件について、事前協議を実施した。(48件)(20年度29件)</li> <li>・ 求償権管理回収等に係る個別協議の実施 回収目標額達成の奨励、求償債務者の回収見通し及び求償権管理回収について、個別協議を実施した。(個別協議実施協会：延べ26協会)(20年度延べ27協会)</li> <li>・ 漁業緊急保証に係る保証の促進について各県域との協議の実施 漁業緊急保証制度の仕組みの説明や経済対策として有効に漁業緊急保証を利用できるよう、全漁連、農林中央金庫、(社)漁業信用基金中央会とともに各県関係者と協議を実施した。(12回実施)</li> <li>・ 保険金支払請求に係る個別協議の実施 保険金支払請求案件の書類の整備について、現地協議を実施するとともに、基金協会の現状等についてヒアリングを行った。(21年12月1協会)</li> </ul>
<p>② 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。</p>	<p>(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。</p>	<p>(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、専門家を交えた経営診断・指導に取り組む。</p>	<p>(5) 林業信用保証業務における引受審査の厳格化等への取組</p> <p>○ 保証引受審査に当たっては、当該申請企業の財務諸表や当基金の保有する資産査定データ等を徴求して財務状況の的確な把握に努めるとともに、新規・増額案件、財務内容不良案件等について、総括調整役(林業担当)等を構成員とする審査協議会で、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保全の可否等を踏まえた厳格な保証審査を行った(審査協議件数662件(20年度は年間231件))ほか、新規保証予定企業の現地調査や既保証先の適切な期中管理等を目的とした現地での経営診断・指導(現地調査等45件(20年度は年間43件))、経営悪化がみられる保証先について融資機関との協議等による経営健全化への支援等により審査の厳格化に努めた。</p> <p>また、優良事業体等へのPRなどの保証利用促進の働きかけを行い、地域の中核的製材工場、大手合板企業等の優良保証先(32事業体)を新規に獲得するとともに、保証取扱い融資機関として新規に都市銀行1行と約定を締結した。</p> <p>上記の経営診断・指導に当たっては、診断手法や結果について外部専門家(木材加工)と検討を行い、需給動向に基づいた生産品目の選定、内外情勢を踏まえた原木の確保、加工技術の向上等における問題点への対処法等について指導を受けた。</p> <p>更に、保証審査や経営診断等に係る職員の能力向上を図るため、林業・木材産業に係る最新情報についての外部専門家を招いた研修、勉強会を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高性能林業機械の国内での導入状況、北欧の最新状況等について(12月、林業機械関係団体役員)</li> <li>② CO2排出削減等に係るクレジット制度について(1月、林野庁担当官及び経営コンサルタント)</li> <li>③ 製材業におけるビジネスモデルについて(2月、木材加工有識者)</li> </ul>
<p>3 モラルハザード対策</p> <p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティ方式(代位弁済時等に</p>	<p>3 モラルハザード対策</p> <p>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティ方式(代位弁済時等に</p>	<p>3 モラルハザード対策</p> <p>(1) 農業信用保険業務について、部分保証やペナルティ方式などモラルハザードの防止対策を農業者等の負担の増加を避けることに留意しつつ、国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>	<p>3 モラルハザード対策</p> <p>(1) モラルハザード防止対策の検討(農業信用保険業務)</p> <p>○ 農業信用保険業務においては、モラルハザード対策として、19年度より畜特資金、農業経営負担軽減支援資金について借入者の負債比率に応じた部分保証の導入を実施し、また、家畜飼料特別支援資金についても、モラルハザード防止策を考慮して、20年度から70%の保証の取扱いを導入しているところである。</p> <p>なお、21年12月及び22年3月の「農業信用保険業務あり方検討会」において、モラルハザード対策について保険対象資金の検討と併せて検討を行った。検討結果として、部分保証は制度及び基金協会の判断に基づいて行われるもので信用基金独自では実施することが出来ない事項でもあり、信用基金独自で可能な基金協会別保険料率についても、基金協会の経営に与える影響を考慮する必要があることから、保険引受の状況、保険収支の状況を見ながら、</p>

<p>一定額を金融機関が負担する方式) などモラルハザードの防止対策を総合的に検討する。</p>	<p>一定額を金融機関が負担する方式) などモラルハザードの防止対策を国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>		<p>また、主務省及び基金協会とも連携をとりながら検討を進めていくこととした。</p>
<p>② 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。</p>	<p>(2) 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。</p>	<p>(2) 漁業信用保険業務について、部分保証やペナルティ方式などモラルハザード防止対策を漁業者等の負担の増加を避けることに留意しつつ、国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>	<p>(2) 経営安定資金（漁業信用保険業務）への部分保証の導入（20年度措置済み）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁業信用保険業務においては、20年2月に、主務大臣の認可を得て基金協会の業務方法書を改正し、モラルハザード防止の観点から、経営安定資金について部分保証（保証割合80%）を導入した。20年4月から、新規引受分について適用を開始したところである。</li> </ul> <p>(3) モラルハザード防止対策の検討（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁業信用保険業務においては、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、昭和57年度以降、緊急融資資金について、代位弁済事故があった際に、金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資制度」を導入してきている。</li> <li>加えて、20年4月から経営安定資金に部分保証（80%）を導入したところである。</li> <li>○ 上記を踏まえ、22年3月に、「漁業信用保険業務あり方検討会」を設置し、現状のモラルハザード防止策の効果等の検討を行った。検討の結果、昨年度より部分保証を導入した経営安定資金では引受件数が減少する傾向にあること、近代化資金では、融資率80%となっており、既に、部分保証と同様な制度が導入されている状況であることから、引き続き、現在講じられているモラルハザード防止対策の検討方向に沿って、総合的に分析、検討していくこととされた。</li> </ul>
<p>③ 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニューの統合を行う。</p>	<p>(3) 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニューの統合を行う。</p>	<p>(3) 林業信用保証業務について、20年度に実施した部分保証対象の拡大等の措置後の状況について点検を行う。</p>	<p>(4) 林業信用保証業務における100%保証の対象資金の限定（20年度措置済み）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 20年4月に、主務大臣の認可を得て、業務方法書、林業信用保証業務細則等の見直しを行い、100%保証の対象を制度資金、間伐材資金等の政策性のより高いものに限定した。20年6月1日の保証申込受付分から適用したところである。</li> </ul> <p>(5) 林業信用保証業務における対象資金のメニューの統合（20年度措置済み）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 20年4月に、主務大臣の認可を得て、業務方法書、林業信用保証業務細則等の見直しを行い、林業者を取り巻く状況の変化等に対応するため、従来9メニューの100%保証の対象を4メニューに統合（組合資金等の資金メニューを廃止し、林業・木材産業支援資金を創設）した。20年6月1日の保証申込受付分から適用したところである。</li> </ul> <p>(6) 部分保証対象の拡大等の措置状況の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 20年6月の適用以後の状況につき、保証残高に占める部分保証の割合について適用前の19年度末と比較したところ、20年度末については同程度の13%、21年12月末現在では10%に低下していた。</li> <li>21年度については、国の補正予算に基づく不況対策として臨時的な保証（100%保証）が実施されており、これの分を除くと適用前と同程度（14%）であった。当該保証は長期資金が主体なため、このような状況は当面続くと予</li> </ul>

4 求償権の管理・回収の強化等

基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。

4 求償権の管理・回収の強化等

基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。

4 求償権の管理・回収の強化等

(1)  
ア. 求償権の管理・回収については、現地回収交渉や仮差押え、競売等の法的措置を講じるほか、基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等により、回収実績の向上に努める。  
イ. 平成21年度における回収金収入については、4,489百万円を見込む。

想される。

4 求償権の管理・回収の強化等

(1) 回収金の実績

- 21年度の回収金収入の目標は44億89百万円であるが、回収実績は46億64百万円であり、達成度合いは、103.9%となった。  
農業信用保険業務においては、目標29億82百万円に対して実績は32億22百万円で、達成率は108.1%、林業信用保証業務においては、目標5億8百万円に対し実績は2億69百万円、達成率は52.9%、漁業信用保険業務においては、目標9億99百万円に対して実績は11億73百万円、達成率は117.3%であった。
- 林業信用保証業務においては、担保不動産の価格低下や処分の停滞、破産等法的手続き先の割合が増加したこと等から回収実績は低位にとどまった。

(単位：百万円、%)

	目標 (A)	実績 (B)	達成率 (B÷A)
農業信用保険業務	2,982 (100.0)	3,222 (108.1)	108.1
林業信用保証業務	508 (100.0)	269 (52.9)	52.9
漁業信用保険業務	999 (100.0)	1,173 (117.3)	117.3
計	4,489 (100.0)	4,664 (103.9)	103.9

※（ ）内は、年度予算に対する割合。

(2) 回収実績向上のための取組（農業信用保険業務）

- 21年度においては、10月から12月にかけて9協会との現地協議を実施し、回収方法の実態等についてヒアリングを行い、回収強化を働きかけた。(20年度10協会)

(3) 回収実績向上のための取組（林業信用保証業務）

- 求償権の管理・回収については、現地回収交渉等を含め催告書の発送、競売を行ったほか、債権回収業者（サービサー）との個別打合せ回数を増やすなど回収額の確保に努めた。  
また、回収を促進するため、役員を含めた検討会を実施し、回収難易度別に回収目標額を設定して回収方策について検討した。  
更に、求償債務者への回収を強化するため、債権回収業者（サービサー）を1社増やして計3社とした。
- このような取組みを進めたが、景気低迷による担保不動産の価格の低下や処分の停滞、破産等法的手続き先の割合が増加したことによる処理期間の長期化などにより回収実績は低迷した。

(4) 回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務）

			<p>○ 求償権を有する37の基金協会から、21年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等について情報を共有するとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況等について12の基金協会との個別協議（うち現地協議12協会）の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた。（20年度12協会うち現地協議10協会）</p> <p>また、求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合に満たない協会を対象に、10～12月にかけて求償権回収徹底に係る個別協議を行った。（個別協議実施協会：14協会）（20年度15協会）</p>													
<p>5 代位弁済率・事故率の低減</p> <p>2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保証業務にあつてはその事故率を0.12%以下、漁業信用保証業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>5 代位弁済率・事故率の低減</p> <p>2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保証業務にあつてはその事故率を0.12%以下、漁業信用保証業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>5 代位弁済率・事故率の低減</p> <p>代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>(2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。</p> <p>(5) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収</p> <p>○ 農業信用保証業務及び漁業信用保証業務において、基金協会から納付される保険料及び貸付金利息については、定められた納入期日に確実に徴収した。</p> <p>○ 林業信用保証業務において、保証料については、保証料計算書に基づき適切に徴収した。</p> <p style="text-align: center;">（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1003 549 1563 699"> <tr> <td rowspan="2">農業信用保証業務</td> <td>保険料</td> <td>3,711</td> </tr> <tr> <td>貸付金利息</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">漁業信用保証業務</td> <td>保険料</td> <td>688</td> </tr> <tr> <td>貸付金利息</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>林業信用保証業務</td> <td>保証料</td> <td>864</td> </tr> </table> <p>5 代位弁済率・事故率の低減</p> <p>(1) 農業信用保証業務における事故率</p> <p>○ 21年度末時点での事故率は0.04%であった。（中期目標期間中に0.12%以下）</p> <p>(2) 林業信用保証業務における代位弁済率</p> <p>○ 21年度末時点での代位弁済率は1.31%であった。（中期目標期間中に2.94%以下）</p> <p>(3) 漁業信用保証業務における事故率</p> <p>○ 21年度末時点での事故率は0.20%であった。（中期目標期間中に1.15%以下）</p>	農業信用保証業務	保険料	3,711	貸付金利息	102	漁業信用保証業務	保険料	688	貸付金利息	48	林業信用保証業務	保証料	864
農業信用保証業務	保険料	3,711														
	貸付金利息	102														
漁業信用保証業務	保険料	688														
	貸付金利息	48														
林業信用保証業務	保証料	864														
<p>6 基金協会及び共済団体等</p>	<p>6 基金協会及び共済団体等</p>	<p>6 基金協会及び共済団体等</p>	<p>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収</p>													

に対する貸付け  
基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。

に対する貸付け  
基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。

に対する貸付け  
基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実な徴収に努める。

- 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会に対する代位弁済財源貸付に当たっては、借入申込書・金銭消費貸借証書及び代位弁済実施計画書の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、基金協会に対して予め償還期限、貸付金及び貸付金利息の確認を行うことにより、期日どおり全額回収した。
- 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務において、共済団体等に対する共済金支払財源貸付に当たっては、貸付けに係る借入申込書及び償還計画書等の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、共済団体等に対して予め償還期限、貸付金及び貸付金利息等の確認を行うことにより、期日どおり全額回収した。

(単位：件、百万円)

	期中貸付額		期中回収額		
	件数	金額	件数	金額	
農業信用保険業務	長期資金	269	30,357	268	30,357
	短期資金	88	1,039	86	946
	全国低利預託基金	82	1,883	83	1,777
漁業信用保険業務	長期資金	287	17,914	286	17,914
	短期資金	5	661	7	801
	全国低利預託基金	6	409	6	458
農業災害補償関係業務	8	2,417	8	1,772	
漁業災害補償関係業務	15	4,868	17	5,929	

7 資産の有効活用  
信用基金の保有する職員用宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。

7 資産の有効活用  
信用基金の保有する職員用宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。

7 資産の有効活用  
他の独立行政法人や国に対し、信用基金の保有する職員用宿舎の共同利用について、積極的な周知を図り、共同利用を推進する。

- 7 資産の有効活用
- 21年5月に職員宿舎の有効活用を図る観点から、他の独立行政法人との共同利用を開始した。
  - 22年4月1日における利用率は77%（全30戸中23戸）（前年同期は70%）となっている。このうち、共同利用の実績は1戸である。
  - 信用基金の保有する職員宿舎については、国及び他の独立行政法人と共同利用を推進するが、利用に当たっては、修繕も必要となり、経済性、効率性及び有効性等の観点から、適宜見直しを行うこととする。
  - 職員宿舎の共同利用の状況等について、22年5月に監事監査が行われた。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画  
【略】

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画  
【略】

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画  
1 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組  
○ 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、104億31百万円の支出であり、19年度予算対比で24.0%の減少となった。一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、4億69百万円の支出であり、19年度予算対比で33.3%の削減となった。

(単位：百万円)

	19年度 予算 (A)	21年度 決算 (B)	削減率 (B - A) ÷ A
事業費	13,727	10,431	△ 24.0%
一般管理費	702	469	△ 33.3%

- 当期損益は、法人全体で24億44百万円の当期総利益を計上した。利益剰余金は、87億47百万円となった。これを勘定ごとにとみると、農業信用保険勘定では、保険金支払の減少等により20億34百万円の利益が生じた。林業信用保証勘定では、平成21年度補正予算における林業・木材産業経営支援対策事業の実施により保証引受額が拡大し、保証債務損失引当金繰入の計上が増加した一方、林業信用保証業務に要する経費に充てるための政府事業交

付金の受入れが増加したこと等により、当期純損失は5億76百万円となったが、これに対しては前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充当した。漁業信用保険勘定では、保険金の支払額が減少した一方、平成21年度補正予算における漁業緊急保証対策事業の実施に伴い保険引き受けが増加したことによる保険料収入の増加等により、8億66百万円の利益を計上した。農業災害補償関係勘定では、一般管理費の抑制により23百万円の経常利益が生じたが、有価証券評価損5億円を計上したことから、4億77百万円の当期総損失を計上した。漁業災害補償関係勘定では、一般管理費の抑制により、20百万円の利益が生じた。この結果、利益剰余金は、農業信用保険勘定では57億6百万円、林業信用保証勘定では7億41百万円、農業災害補償関係勘定では19億76百万円、漁業災害補償関係勘定では1億89百万円となった。なお、漁業信用保険勘定において、前年度より繰り越された繰越欠損金7億31百万円については解消され、1億35百万円の利益剰余金を計上している。

(単位：百万円)

	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定	合計
当期損益	2,034	－	866	△ 477	20	2,444
利益剰余金	5,706	741	135	1,976	189	8,747

- 漁業信用保険勘定では、損益計算により生じた利益により前事業年度から繰り越した損失を埋め、残余については、積立金として計上し、目的積立金は計上しなかった。  
また、農業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定において損益計算により生じた利益は、積立金として計上し、目的積立金は計上しなかった。これは、農業信用保険勘定では、近年、赤字基調にある中で、保険事故等の発生によって生じた損失の補てんに充てる必要があること、漁業災害補償関係勘定においては、大災害に備え貸付原資として確保しておく必要があることによるものである。
- 21年度末現在保有有価証券のうち農業災害補償関係勘定で保有する1銘柄（2回号）について時価が著しく下落し、回復の見込みがないことから当該銘柄の額面全額の有価証券評価損を計上した。信用基金においては、独立行政法人通則法の他に余裕金管理運用要領を制定し、同要領に投資適格基準及び銘柄ごとの運用限度額等を定め、余裕金の運用及び管理を行っているが、今般の減損処理を踏まえ、22年1月29日開催の余裕金運用委員会において運用管理態勢の見直しについて検討を行い、検討結果を踏まえて投資適格基準の引き上げ、モニタリングの強化等について余裕金管理運用要領の一部変更を行ったところである（2月12日施行）。
- 独立行政法人会計基準注解の改正を受け、21年度決算から保有する金融商品について、期末の時価等を注記することとした。

(21事業年度予算、収支計画及び資金計画の決算及び実績については別添のとおり。)

## 2 法人運営における資金の配分状況

－

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 長期借入金の条件

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第

## 第5 長期借入金の条件

### 極力有利な条件での借入れ

- 21年度においては、6月と10月に長期借入れ（4年）を行った。借入金利については、一般競争入札を実施し、低利での借入を行うことができた。

1 項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

	借入時期	借入金額	借入利率	(参考)	
				国債利率	長プラ利率
上期	21年 6月	972百万円	0.990%	0.667%	2.10%
下期	21年10月	1,954百万円	0.940%	0.435%	1.70%

※ 国債利率は5年物、残存4年程度

第5 短期借入金の限度額  
 中期目標期間中の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,190億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。  
 (想定される理由)  
 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するため。

第6 短期借入金の限度額  
 短期借入金の限度額  
 ○ 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務においては、21年度の借入実績はなかった。

第6 剰余金の使途  
 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、  
 ・金融業務に精通した人材の育成・研修  
 ・業務運営の効率化・合理化を図る観点からの情報システムの充実  
 ・コンプライアンス（法令等遵守）への取組の充実等の内部統制機能の強化  
 ・債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の向上  
 の使途に使用

第7 剰余金の使途  
 中期計画に定めた使途に充てた結果、当該年度に得られた成果  
 (21年度実績なし)

	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p> <p>(1) 方針 農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。 また、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。</p>	<p>第5 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>
	<p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は期初を上回らないものとする。 (参考1) 期初の常勤職員数 123名 期末の常勤職員数の見込み 116名 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 5,749百万円。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p>		<p>1 人員に関する指標 ○ 業務体制、基金の年齢構成、退職者数及びそれを補う新規採用者等を考慮し、検討する。</p>
	<p>(3) 人材の確保及び養成に関する計画 ① 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人</p>	<p>1 人事に関する計画 (1) 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する人材の確保に努める。</p>	<p>2 人材の確保及び養成 (1) 専門性を有する人材の確保 ○ 金融機関における融資業務等の経験を有する者を外部から登用している。 ○ 再雇用制度は国家公務員に準じて年金支給までのつなぎと整理されているが、15年間の信用基金における実務経験を必要とする等条件を設けている。</p>

	<p>材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p>		<p>○ これらの人材の確保により、指導的な役割を期待している。</p>
	<p>② 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用（交流）した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p>	<p>(2) 人材の養成 民間金融機関からの採用者によるOJTにより、職員の専門性の育成を図る。また、自主研修支援を行うなど研修を充実させることにより専門性の高い人材育成を図る。</p>	<p>(2) 専門性の育成に配慮した人事管理 ○ 同一ポストに長期に在籍する職員に考慮しつつ、日常の業務並びに研修効果による能力の見極めを行い、適材適所の配置を行う人事管理の実施を更に推進していくこととしている。</p> <p>(3) 研修制度の充実 ○ 「計画的養成研修」については、職責別に行い、課長研修であれば管理職としてのあり方や心構え等を、「能力開発研修」と「関係機関との合同研修」については、職員個々のスキルアップを目的として行っている。 また、農林漁業の経営実態等の認識を深めさせるための現地研修等継続的に実施している研修については、全職員が受講できる環境を整備しており、その職員の適性を踏まえ、適材適所の人事配置に努めるものとしている。</p>
<p>2 積立金の処分に関する事項 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。</p>	<p>2 積立金の処分に関する事項 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項 ○ 漁業信用保険勘定以外の勘定の前中期目標期間繰越積立金については、林業信用保証勘定において、損失5億76百万円の補てんに充当した。その他の勘定では、積立金の処分は行わなかった。</p>	